



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第36号)…………… 1703
- ◇消防警戒線通行証規則の一部を改正する規則(第37号)…………… 1704

告 示

- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第226号)…………… 1704
- ◇自転車等の撤去と保管(第227号)…………… 1705
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第228号)…………… 1705
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第229号)…………… 1706
- ◇認定特定非営利活動法人の代表者の変更(第230号)…………… 1707
- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第231号)…………… 1707
- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第232号)…………… 1707
- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第233号)…………… 1707
- ◇国民健康保険料の収納事務の委託(第234号)…………… 1707
- ◇道路区域の変更(第235号)…………… 1708
- ◇道路の供用開始(第236号)…………… 1708
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第237号)…………… 1708
- ◇入港料の徴収事務の委託(第238号)…………… 1710
- ◇東扇島東公園使用料の収納事務の委託(第239号)…………… 1710
- ◇東扇島東公園及び西公園駐車場使用

- 料の収納事務の委託(第240号)…………… 1710
- ◇川崎市保育所等の利用者負担額の収納事務の委託(第241号)…………… 1710
- ◇川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託(第242号)…………… 1710
- ◇道路区域の変更(第243号)…………… 1711
- ◇道路の供用開始(第244号)…………… 1711
- ◇道路区域の変更(第245号)…………… 1711
- ◇道路の供用開始(第246号)…………… 1711
- ◇道路区域の変更(第247号)…………… 1711
- ◇道路の供用開始(第248号)…………… 1712
- ◇川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第249号)…………… 1712
- ◇小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第250号)…………… 1712
- ◇港湾環境整備施設における有料の駐車場の一部改正(第251号)…………… 1712
- ◇自転車等の撤去と保管(第252号)…………… 1712
- ◇地縁団体の告示事項の変更(第253号)…………… 1713
- ◇地縁団体の告示事項の変更(第254号)…………… 1713
- ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第255号)…………… 1713
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第256号)…………… 1713
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第257号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第258号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第259号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第260号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第261号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第262号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第263号)…………… 1714
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第264号)…………… 1714

◇介護保険法による指定情報公表センターの指定 (第265号)……………	1715	◇一般競争入札の執行 (第283号)……………	1747
◇れいんぼう川崎における使用料及び手数料の収納事務の委託 (第266号)……………	1715	◇農用地利用集積計画の制定 (第284号)……………	1748
◇道路区域の変更 (第267号)……………	1715	◇公募型プロポーザルの実施 (第285号)……………	1751
◇道路の供用開始 (第268号)……………	1715	◇開発行為に関する工事の完了 (第286号)……………	1752
◇コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託 (第269号)……………	1715	公告 (調達)	
◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出 (第270号)……………	1716	◇落札者等の公示 (第1号)……………	1752
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第271号)……………	1716	◇落札者等の公示 (第2号)……………	1753
◇予防接種の業務を行う医師の変更 (第272号)……………	1716	◇一般競争入札の公告 (第3号)……………	1753
◇予防接種の業務を行う医師 (第273号)……………	1716	◇一般競争入札の執行 (第4号)……………	1756
◇粗大ごみの処理の手数料の収納事務の委託 (第274号)……………	1716	◇一般競争入札の公告 (第5号)……………	1757
◇道路区域の変更 (第275号)……………	1717	上下水道局告示	
◇道路の供用開始 (第276号)……………	1717	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第22号)……………	1759
◇地縁団体の告示事項の変更 (第277号)……………	1717	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第23号)……………	1761
◇橋リサイクルコミュニティセンターにおける資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託 (第278号)……………	1718	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第24号)……………	1761
公 告		◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止 (第25号)……………	1762
◇土地区画整理法による徴収清算金に係る督促状の内容の掲示場所 (第266号)……………	1718	上下水道局公告	
◇開発行為に関する工事の完了 (第267号)……………	1718	◇一般競争入札の執行 (第27号)……………	1762
◇一般競争入札の執行 (第268号)……………	1718	◇一般競争入札の執行 (第28号)……………	1768
◇一般競争入札の執行 (第269号)……………	1722	◇一般競争入札の執行 (第29号)……………	1768
◇道路位置の指定 (第270号)……………	1728	◇一般競争入札の執行 (第30号)……………	1771
◇一般競争入札の執行 (第271号)……………	1728	◇公募型プロポーザルの実施 (第31号)……………	1773
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第272号)……………	1729	上下水道局公告 (調達)	
◇公募型プロポーザルの実施 (第273号)……………	1730	◇落札者等の公示 (第1号)……………	1774
◇一般競争入札の執行 (第274号)……………	1731	◇落札者等の公示 (第2号)……………	1775
◇公募型プロポーザルの実施 (第275号)……………	1733	交通局規程	
◇開発行為に関する工事の完了 (第276号)……………	1733	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程 (第10号)……………	1776
◇環境影響評価に関する条例による法対象条例方法審査書の公告 (第277号)……………	1733	◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程 (第11号)……………	1778
◇一般競争入札の執行 (第278号)……………	1736	◇川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程 (第12号)……………	1780
◇一般競争入札の執行 (第279号)……………	1741	◇川崎市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程 (第13号)……………	1787
◇一般競争入札の執行 (第280号)……………	1742	病院局公告	
◇一般競争入札の執行 (第281号)……………	1744	◇一般競争入札の執行 (第18号)……………	1790
◇一般競争入札の執行 (第282号)……………	1745	◇一般競争入札の執行 (第19号)……………	1791
		病院局公告 (調達)	
		◇落札者等の公示 (第1号)……………	1793
		◇一般競争入札の公告 (第2号)……………	1793
		消防局訓令	
		◇川崎市消防通信規程の一部を改正す	

る訓令(第12号) ……………	1795	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(中原区第23号) ……………	1812
教育委員会告示		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第20号) ……………	1812
◇教育委員会定例会の招集(第15号) ……………	1796	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第21号) ……………	1812
教育委員会公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第20号) ……………	1813
◇平成32年度川崎市立高等学校の入学 者の募集及び選抜要綱(第1号) ……………	1796	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第21号) ……………	1813
監査告示		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第22号) ……………	1813
◇包括外部監査人の監査に関する事務 の補助(第1号) ……………	1798	◇国民健康保険料に係る差押調書(膳 本)の公示送達(多摩区第27号) ……………	1814
人事委員会規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第28号) ……………	1814
◇川崎市職員の給料等の支給に関する 規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	1799	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第29号) ……………	1814
◇川崎市職員の単身赴任手当に関する 規則の一部を改正する規則(第6号) ……………	1800	区選挙管理委員会告示	
人事委員会公告		◇選挙人名簿の登録を行う日(幸区第 18号) ……………	1815
◇平成31年度川崎市職員(大学卒程度 ・薬剤師・獣医師・保健師)採用試験 の実施(第2号) ……………	1800	辞 令	
職員共済組合公告		◇4月1日付け……………	1815
◇川崎市職員共済組合組合会の招集 (第7号) ……………	1809		
区公告			
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第46号) ……………	1809		
◇国民健康保険料に係る差押調書(膳 本)の公示送達(川崎区第47号) ……………	1809		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第48号) ……………	1809		
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(川崎区第49号) ……………	1809		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第50号) ……………	1810		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第51号) ……………	1810		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第52号) ……………	1810		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第53号) ……………	1810		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第54号) ……………	1811		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第13号) ……………	1811		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第14号) ……………	1811		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第21号) ……………	1811		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第22号) ……………	1812		

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

別表第11備考第7項第2号中「及び38.2」を「(規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。)及び38.2」に、「方法又は」を「方法、」に改め、「38.5に定める方法」の次に「又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法」を加え、同項第7号中「付表1」を「付表2」に改め、同項第8号中「付表2」を「付表3」に改め、同項第9号中「付表3」を「付表4」に改め、同項第20号中「付表4」を「付表5」に改め、同項第21号及び第22号中「付表5」を「付表6」に改め、同項第26号中「、34.2若しくは34.4」を「(規格K0102の34の備考1を除

く。)、34.2若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)」に、「34.1c)(注(6)第3文)を「34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1)に、「付表6)を「付表7)に改め、同項第27号中「又は42.6に定める方法)を「、42.6又は42.7に定める方法(ただし、規格K0102の42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42.1c)の蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)」に改め、同項第28号中「付表7)を「付表8)に改め、同項第30号中「28.1)の次に「(規格K0102の28の備考2及び備考3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)」を加える。

別表第16備考第3項第2号中「及び38.2)を「(規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。)&及び38.2)に、「又は)を「、」に改め、「38.5に定める方法)の次に「又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法)を加え、同項第5号中「65.2に)を「65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)」に改め、同項第7号中「付表1)を「付表2)に改め、同項第8号中「付表2)を「付表3)に改め、同項第9号中「付表3)を「付表4)に改め、同項第20号中「付表第4)を「付表5)に改め、同項第21号及び第22号中「付表第5)を「付表6)に改め、同項第26号中「若しくは34.4)を「(規格K0102の34の備考1を除く。)&若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)」に、「34.1c)(注(6)第3文)を「34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1)に改め、「共存しない)の次に「ことを確認した)を加え、「付表6)を「付表7)に改め、同項第29号中「付表7)を「付表8)に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防警戒線通行証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第37号

消防警戒線通行証規則の一部を改正する規則

消防警戒線通行証規則(昭和24年川崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

表 面

第 号	
消 防 警 戒 線 通 行 証	
氏名	
有効期限	年 月 日まで
	年 月 日発行
川 崎 市 消 防 長	

裏 面

注 意 事 項
1 消防警戒線設定区域内に立ち入るときは、現場警戒員にこの証を示してください。
2 この証を持っていても現場警戒員から退去又は立入制限を命ぜられたときはそれに従ってください。
3 この証は、他人に貸与することはできません。
4 この証を紛失したときは、直ちに発行者に申し出てください。

附 則

この規則は、平成31年5月3日から施行する。

告 示

川崎市告示第226号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の全部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている

区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成31年4月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域
平成26年川崎市告示第19号により指定した区域
(川崎区田島町20番10の一部)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第227号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成31年4月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時

まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第228号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成31年4月16日

川崎市長 福田紀彦

平成31年4月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社太陽	1465090204	太陽ケアセンター	川崎市川崎区渡田新町2-1-9	訪問看護 介護予防訪問看護
NCかわさきホームケア株式会社	1465290184	訪問看護ステーションはな平間	川崎市中原区北谷町693堀内第二ビル201	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケアサポートひびき	1475202881	居宅介護支援事業所 中川	川崎市中原区下新城三丁目4番10号ドエルみよし301号	居宅介護支援
株式会社青空	1475202899	あおぞらケアプラン	川崎市中原区市ノ坪223スカイ来夢205	居宅介護支援
合同会社ケアプランオフィスなごみ	1475402747	ケアプランオフィスなごみ	川崎市多摩区登戸122番地1マイキャッスル中野島参番館206	居宅介護支援

株式会社 日本エルダリー ケアサービス	1475003974	訪問介護かえで 川崎サービスセンター	川崎市川崎区南町1-8 林ビル川崎205号	訪問介護 居宅介護支援
株式会社 日本エルダリー ケアサービス	1475202873	訪問介護かえで 中原サービスセンター	川崎市中原区丸子通1-636-4 朝日多摩川マンション207号	訪問介護
株式会社 日本エルダリー ケアサービス	1475502447	デイホームゆりの木宮前	川崎市宮前区犬蔵1-16-10 アメニティ宮前1F	居宅介護支援
株式会社 日本エルダリー ケアサービス	1475502447	デイホームゆりの木宮前	川崎市宮前区犬蔵1-16-10 アメニティ宮前1F	通所介護
株式会社ケアリッツ・ アンド・パートナーズ	1475102396	ケアリッツ新川崎	川崎市幸区下平間134 新川崎デントヒルズ2階	訪問介護
株式会社日本ライフケア	1475402713	「結」ケアセンター たまがわ	川崎市多摩区中野島1655-1	訪問介護
株式会社Bellis	1475402739	ウィズ・ユー 川崎居宅介護支援事業所	川崎市多摩区西生田2-1-4	居宅介護支援
株式会社Bellis	1475402721	ウィズ・ユー 川崎訪問介護事業所	川崎市多摩区西生田2-1-4	訪問介護
株式会社Bellis	1495400598	デイサービス ウィズ・ユー生田	川崎市多摩区西生田2-1-4	地域密着型通所介護
株式会社 あさの福祉研究所	1475502439	リ・ケア東有馬ころばん塾	川崎市宮前区東有馬四丁目17-3	通所介護
ナチュラル合同会社	1495400580	フィットネスリハサロン Natural中野島	川崎市多摩区中野島6-21-1 コーポラス藤1F	地域密着型通所介護
ミモザ株式会社	1495300533	ミモザ川崎たちばな式番館	川崎市高津区子母口258番地2	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護
社会福祉法人秀峰会	1495300525	小規模多機能型居宅介護 やまざくら	川崎市高津区久末1510-10	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居 宅介護
社会福祉法人秀峰会	1475303101	高津 山桜の森	川崎市高津区久末1510-10	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人秀峰会	1475303119	高津 山桜の森/ ユニット型	川崎市高津区久末1510-10	介護老人福祉施設

川崎市告示第229号

介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、
第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第
105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第
2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険
法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項により
なおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法
（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定
により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サ
ービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者
若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があ
り、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老
人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の
届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第
85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115
条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法
第115条の規定に基づき告示します。

平成31年4月16日

川崎市長 福田 紀彦

平成31年2月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社楓の風	1465590120	在宅療養支援ステーション 楓の風 みやまえ	川崎市宮前区有馬四丁目12番地12 有馬第一タクミマンション1階	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ロケアホーム	1475003867	ロケアホーム川崎大師	川崎市川崎区昭和2-5-6	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活 介護
社会福祉法人照陽会	1475101091	みんなと暮らす町 居宅介護支援センター	川崎市幸区東古市場116-12	居宅介護支援
株式会社 ASFON CARE	1475501340	でいほーむ絆 2番館	川崎市宮前区神木本町4-7-1 ワコーレ溝の口ⅡC号室	地域密着型通所介護

川崎市告示第230号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第53条第1項の届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

名称	変更年月日	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター	平成31年4月1日	代表者の氏名	牧田 好央	前田 博明

川崎市告示第231号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町5番地3
ホンマビル4階
弁護士法人ASK

名称 代表社員 伊藤 諭

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第232号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区駅前本町3番地1
NMF川崎東口ビル11階
川崎ふたば法律事務所

名称 弁護士 中澤 陽子

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第233号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビルディング11階1101号室
川崎ひかり法律事務所

名称 弁護士 畑 裕士

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第234号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項の規定により告示します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第235号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月18日から平成31年5月9日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川第311号線	川崎市宮前区野川2966番2先 ----- 川崎市宮前区野川2966番2先	2.73 ～ 3.40	17.29	
新	野川第311号線	川崎市宮前区野川2966番2先 ----- 川崎市宮前区野川2966番2先	3.36 ～ 4.00	17.29	

川崎市告示第236号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月18日から平成31年5月9日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野川第311号線	川崎市宮前区野川2966番2先 ----- 川崎市宮前区野川2966番2先	

川崎市告示第237号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成31年4月19日

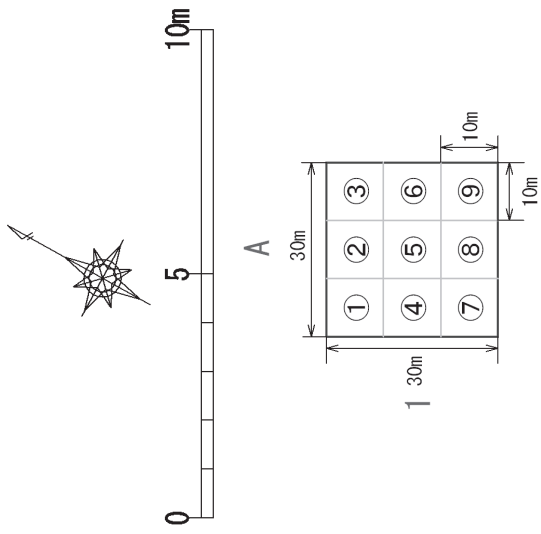
川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

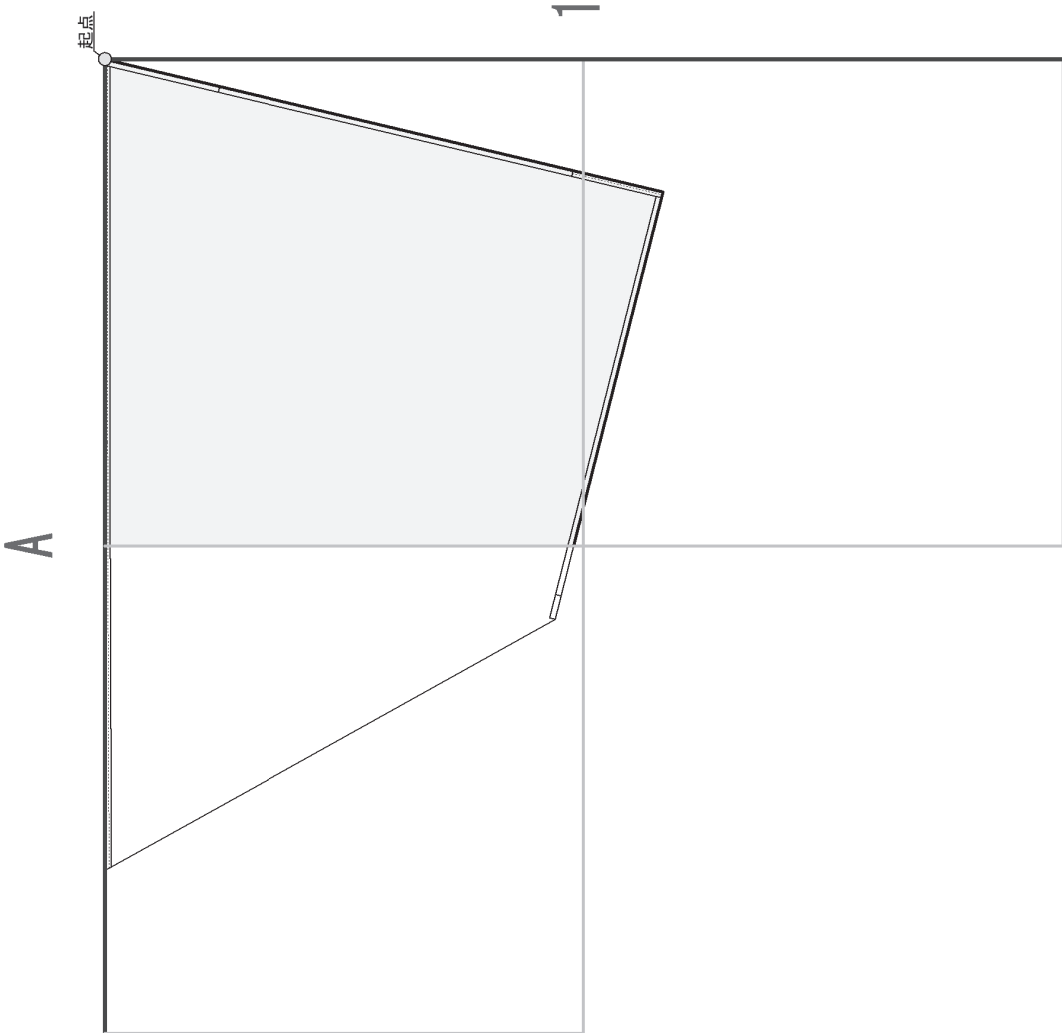
高津区東野川2丁目4006番4、4006番5の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

クロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン



クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、
トリクロロエチレン
基準不適合範囲



別図 指定する区域

川崎市告示第238号

平成31年度入港料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第3条第1項に規定する入港料の徴収事務を次のとおり委託したので告示します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル4階
横浜港埠頭株式会社
代表取締役社長 伊東 慎介

2 委託事務

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務

東海運株式会社横浜支店川崎船舶営業所
三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課
東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第239号

東扇島東公園管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区南町20番地3
秋山商事 株式会社
代表取締役 秋山 博

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第240号

東扇島東公園及び西公園駐車場機器管理等業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、

川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の住所及び名称
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス 株式会社
代表取締役 秦 芳彦

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第241号

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）附則第六条5項の規定に基づき、川崎市保育所等の利用者負担額の収納事務を下記の私人に委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第203号）附則第八条1項の規定により告示します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の住所及び名称
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第242号

川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営霊園の手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 本間 洋

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第243号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	宿河原第178号線	川崎市多摩区宿河原2丁目322番10先 川崎市多摩区宿河原2丁目322番10先	1.82	29.09	
新	宿河原第178号線	川崎市多摩区宿河原2丁目322番11先 川崎市多摩区宿河原2丁目322番9先	4.02 ～ 4.06	29.09	

川崎市告示第244号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
宿河原第178号線	川崎市多摩区宿河原2丁目322番11先 川崎市多摩区宿河原2丁目322番9先	

川崎市告示第245号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8789番38先 川崎市多摩区长沢3丁目8789番38先	6.00	10.00	
新	長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8789番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8789番1先	6.61 ～ 7.66	10.00	
旧	長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8815番6先 川崎市多摩区长沢3丁目8815番6先	6.00	25.15	
新	長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8815番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8815番1先	6.77 ～ 8.30	25.15	隅きりを含む

川崎市告示第246号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8789番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8789番1先	
長 沢第68号線	川崎市多摩区长沢3丁目8815番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8815番1先	隅きりを含む

川崎市告示第247号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	馬 絹 第141号線	川崎市宮前区馬絹 4丁目1342番3先 川崎市宮前区馬絹 4丁目1342番3先	2.12	13.60	
新	馬 絹 第141号線	川崎市宮前区馬絹 4丁目1342番3先 川崎市宮前区馬絹 4丁目1342番3先	3.06	13.60	

川崎市告示第248号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月22日から平成31年5月14日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
馬 絹 第141号線	川崎市宮前区馬絹4丁目1342番3先 川崎市宮前区馬絹4丁目1342番3先	

川崎市告示第249号

川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地：東京都目黒区東山1丁目5番4号
KDX中目黒ビル6階
名 称：アクティオ株式会社
- 2 委託する事務の種類
川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第250号

小黑恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小黑恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地：川崎市中区井田杉山町24-8
名 称：特定非営利活動法人アクト川崎
- 2 委託する事務の種類
小黑恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第251号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第3条第3項第1号に規定する港湾環境整備施設における有料の駐車場（平成20年川崎市告示第243号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

「

東扇島東公園駐車場	7,019
-----------	-------

」

を

「

東扇島東公園駐車場	7,035
-----------	-------

」

に改める。

川崎市告示第252号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成11年川崎市告示第424号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

南幸町3丁目南町内会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市幸区南幸町3丁目119番地8

(3) 代表者の氏名

太田 晴夫

(4) 代表者の住所

川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル302

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「幸田 晋一」を「太田 晴夫」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル303」を「川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル302」に改める。

川崎市告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成29年川崎市告示第346号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

出来野町町内会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市川崎区大師河原2丁目3番15号

(3) 代表者の氏名

小松 繁一

(4) 代表者の住所

川崎市川崎区出来野9-3

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「倉形 政宏」を「小松 繁一」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市川崎区出来野11-1」を「川崎市川崎区出来野9-3」に改める。

川崎市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の42第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する指定情報公表センターの指定をしたので、介護保険法施行令（平成10年政令412号）第37条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月24日

川崎市長 福田 紀彦
記

- 指定情報公表センターの名称、住所及び情報公表事務を行う事務所の所在地
 名称 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
 所在地 横浜市中区山下町23番地
 日土地山下町ビル9階
 情報公表事務を行う事務所の所在地
 横浜市中区山下町23番地
 日土地山下町ビル9階
- 指定有効期間
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第266号

れいんぼう川崎における歳入の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、れいんぼう川崎における使用料及び手数料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成31年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称
 所在地 川崎市高津区久地3-13-1
 名称 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
 理事長 成田 哲夫
- 委託事務
 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年3月23日条例第10号）第22条の12に規定する使用料及び手数料に関する収納事務
- 委託期間
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第267号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月24日から平成31年5月16日まで一般の

縦覧に供します。

平成31年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川第323号線	川崎市宮前区野川2833番13先 ----- 川崎市宮前区野川2833番13先	3.64	10.51	
新	野川第323号線	川崎市宮前区野川2792番5先 ----- 川崎市宮前区野川2792番5先	4.00	10.51	
旧	野川第324号線	川崎市宮前区野川2833番19先 ----- 川崎市宮前区野川2792番7先	1.82	43.98	
新	野川第324号線	川崎市宮前区野川2792番6先 ----- 川崎市宮前区野川2792番3先	4.00	43.98	

川崎市告示第268号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月24日から平成31年5月16日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野川第323号線	川崎市宮前区野川2792番5先 ----- 川崎市宮前区野川2792番5先	
野川第324号線	川崎市宮前区野川2792番6先 ----- 川崎市宮前区野川2792番3先	

川崎市告示第269号

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
- 2 委託する事務の種類
コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料徴収及び収納事務委託
- 3 委託する期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第270号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 個人情報ファイル（変更）
ア 市長 34件
- 2 届出書
別紙のとおり（省略）

川崎市告示第271号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 外部提供
ア 病院事業管理者 1件
イ 消防長 1件
- 2 届出書
別紙のとおり（省略）

川崎市告示第272号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	佐藤 譲	関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1
変更後	根本 繁		
変更前	成松 芳明	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1
変更後	金井 歳雄		

川崎市告示第273号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
加藤 浩之	ふたば内科眼科 糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2 2F
滝澤 憲一	南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8 南加瀬メディカルモール2F
大熊 喜彰	武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮フ科	川崎市中原区小杉町2-228-1 パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト1階
長町 誠嗣	梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末永1-9-1 スタイリオ梶が谷MALL 6F

川崎市告示第274号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第42条第1項に規定する粗大ごみの処理の手数料の収納に関する事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項により、次の者に委託したので同条第2項の規定に基づき告示します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者

名 称	主たる事務所の所在地
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
豆の蔵商事株式会社	神奈川県川崎市麻生区岡上488番地1
株式会社ローソンストア100	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

川崎市告示第275号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月26日から平成31年5月20日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長 沢 第89号線	川崎市多摩区长沢4丁目8047番31先 川崎市多摩区长沢4丁目8047番31先	2.73	11.61	
新	長 沢 第89号線	川崎市多摩区长沢4丁目8047番6先 川崎市多摩区长沢4丁目8047番6先	3.36	11.61	

川崎市告示第276号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年4月26日から平成31年5月20日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長 沢 第89号線	川崎市多摩区长沢4丁目8047番6先	
	川崎市多摩区长沢4丁目8047番6先	

川崎市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成11年川崎市告示第424号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

南幸町3丁目南町内会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル302

(3) 代表者の氏名

太田 晴夫

(4) 代表者の住所

川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル302

2 変更事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

「川崎市幸区南幸町3丁目119番地8」を「川崎市幸区南幸町3丁目124番地5 尻手ビル302」に改める。

(2) 区域

「川崎市幸区南幸町3丁目のうち南幸町31号線の南の区域」を「川崎市幸区南幸町3丁目12番～24番、47番～62番、83番～125番までの区域」に改める。

(3) 規約に定める目的

次のとおり改める。

旧	新
本会は、住民相互の連絡、環境の整備、町内会館・敷地の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。	本会は、町内の自治を基本とし、明るく住みよい町内とするため、会員相互の融和、親睦、並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

川崎市告示第278号

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、環境局生活環境部減量推進課の資源再生化基金への寄附金に係る収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
東京都千代田区西神田一丁目4番5号
テスコ株式会社
- 2 委託する事務の種類
橋りサイクルコミュニティセンターにおける川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務
- 3 委託する期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

川崎市公告第266号

次の表の左欄に記載する者に対する大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業施行者大和市が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第110条第3項に基づく徴収清算金に係る督促状は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されている。

平成31年4月16日

川崎市長 福田紀彦

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

書類の送付を受けるべき者	判明している最後の住所
氏名	
小川 直人	川崎市川崎区日進町9番地11 憩の家

2 通知の内容が掲示されている場所

神奈川県大和市渋谷五丁目100番32
高座渋谷駅西口駅前広場にある掲示板

3 通知の内容の掲示期間

平成31年4月16日から平成31年4月26日まで

川崎市公告第267号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年4月16日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区井田杉山町507番1

ほか2筆

1,431平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市神奈川区鶴屋町1-7-12

株式会社 ハウスブラン

代表取締役 鈴木 賢広

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:17戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年1月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第138号

川崎市公告第268号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	西高津中学校トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久地1丁目10番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月31日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	下小田中小学校屋外附帯・わくわくプラザ改築電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月22日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名 中原小学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履行期限 契約の日から平成31年11月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成31年5月24日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	玉川中学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子562番地ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月31日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	御幸中学校外壁塗装改修その他その3工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4丁目2番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年12月27日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月31日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第269号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月17日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

多摩区役所生田出張所建替事業

(2) 事業場所

川崎市多摩区生田7丁目16-1

(3) 事業概要

「多摩区役所生田出張所建替基本計画(平成30

(2018)年3月)」に基づき、「共に支え合う地域づくりを推進する地域の身近なコミュニティ拠点」とすること等を整備の基本方針とし、従来の出張所機能(証明書発行、地域振興、市民活動支援)に加え、地域のコミュニティ拠点としての機能を拡充した施設とすることが求められている。

このような多摩区役所生田出張所(以下「新庁舎」という。)の特性を踏まえ、地域の方々が使いやすく親しみの持てるような魅力ある施設を調達する方法として、様々な魅力ある民間集客施設等の整備等に関する民間事業者のノウハウを最大限に活用する

こととし、本市が示す要求水準書に基づき新庁舎を整備した上で、本市に譲渡するものである。

- (4) 予定価格（新庁舎の買取価格（新庁舎の建設に係る設計及び工事監理費等含む。）の上限額）

471,332,000円

（消費税及び地方消費税額を含まない額）

- (5) 入札方法

価格のみならず性能等の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。）により行う。

- (6) 入札説明書の公表

入札説明書（添付書類を含む）を本市のホームページで公表する。

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000106119.html>

また、次のとおり閲覧に供する。

- ア 閲覧期間

平成31（2019）年4月17日（水曜日）から同年6月4日（火曜日）まで

閲覧時間は、上記期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までの間を除く。）まで

- イ 閲覧場所

川崎市民文化局市民生活部企画課
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加者の構成

ア 本件入札に参加する民間事業者（以下「入札参加者」という。）は、本事業における次のア及びイに掲げる全ての業務を実施する一者又は複数の民間事業者（以下「構成企業」という。）から構成されるものとする。

- (ア) 事業管理業務

- (イ) 施設整備業務

なお、一者が（ア）及び（イ）の全ての業務を実施すること、又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えないものとする。

ただし、事業管理業務を実施する構成企業（以下「代表企業」という。）については一者とし、複数の構成企業が事業管理業務を分担することはできないものとする。

イ 代表企業は、入札参加者を代表し、本件入札に係る手続を行うものとし、本件入札の手続において落札者となった場合には、事業者として本市と

の間で事業契約を締結するものとする。

ウ 本件入札における参加資格確認資料の提出期限日（以下「本件入札参加資格確認基準日」という。）以降において、構成企業の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、特段の事情があると本市が判断した場合は、代表企業以外の構成企業について変更を認める場合がある。なお、この場合においても、変更により新たな民間事業者が構成企業となる場合は、当該企業が本件入札参加資格確認基準日において構成企業の参加資格要件を満たしていなければならないものとする。

エ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

オ 構成企業の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社）又は子会社（同条第3号に規定する子会社）及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社）に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできないものとする。

カ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできないものとする。

- (2) 構成企業の入札参加資格要件

- ア 共通の要件

構成企業は、次の要件を全て満たさなければならないものとする。

(ア) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第3条第1項に定める有資格者名簿（平成31・32年度競争入札参加資格有資格者名簿）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。

なお、登録申請中の者は、本件入札参加資格確認基準日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(ウ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律第9条の規定に該当する者でないこと。

(エ) 本件入札参加資格確認基準日から開札の時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月川崎市要綱）による本市の指名停止措置を受けている者でないこと。

(オ) 経営不振の状態にあると認められる次のいずれかに該当していないこと。

- a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17

条第1項の規定により更生手続開始の申立てがなされている。ただし、更生計画が認可された者（建設工事を実施する者については、更生手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者に限ります。）を除く。

b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てがなされている。ただし、再生計画が認可された者（建設工事を実施する者については、更生手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者に限ります。）を除く。

c 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定により破産手続開始の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議の申立てがなされている。

d 会社法第511条の規定により特別清算開始の申立てがなされている。

(カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けていないこと。

(キ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に基づき、次のaからgまでのいずれかに該当する者でないこと。

a 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団である者

b 自らの役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員である者

c 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者

d 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

e 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

f 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有

している者

g 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

(ク) 直近の1営業年度において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(ケ) 直近の1営業年度において、川崎市税を滞納していないこと。

(コ) 次に示す者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。なお、資本面又は人事面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の2分の1を超える普通株式を有している者、当該企業の出資の総額の2分の1を超える出資をしている者又は当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者とする。

a 本市が本事業に関する検討を委託している者である株式会社日建設計総合研究所

b 本市が本件入札に関して設置する「多摩区役所生田出張所建替事業の事業者選定に関する懇談会」の委員又は委員が属する企業又は団体

イ 代表企業に関する要件

代表企業は、次の要件を満たすものとする。

(ア) 2階建て以上で法定延床面積1,000㎡以上の規模を有する施設の整備及び譲渡に関する実績を有する者であること。

ウ 設計企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の設計を実施する構成企業は次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 2階建て以上で法定延床面積1,000㎡以上の規模を有する施設の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

エ 建設企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の建設工事を実施する構成企業は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 2階建て以上で法定延床面積1,000㎡以上の規模を有する施設の建設工事を完了した実績を有する者であること。また、当該実績は、元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたものとし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が2分の1以上であるもの

に限る。

オ 工事監理企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設の工事監理を実施する構成企業は、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 2階建て以上で法定延床面積1,000㎡以上の規模を有する施設の工事監理業務を完了した実績を有する者であること。

カ 備品等設置企業に関する要件

施設整備業務のうち本施設に備える什器備品等の調達設置を実施する構成企業は、次の要件を満たすものとする。

(ア) 2階建て以上で法定延床面積1,000㎡以上の規模を有する施設における什器備品等の調達設置を実施した実績を有する者であること。

3 入札参加手続

(1) 参加表明書及び第一次審査資料の提出

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、本件入札参加資格を有することを証明するため、「提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）に従い、参加表明書及び第一次審査資料を作成のうえ、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに必要書類を提出しない者及び本件入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

資格確認申請時必要書類の種類等を含む作成にあたっての要領等は、記載要領に示す。

イ 受付期間

平成31（2019）年4月17日（水曜日）から同年6月4日（火曜日）までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 提出場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局市民生活部企画課

(2) 入札参加資格の確認

本市は、本件入札参加資格確認基準日である平成31（2019）年6月4日（火曜日）において、本件入札参加資格の有無を確認し、その結果を同月11日（火曜日）までに入札参加希望者の代表企業に通知する。

4 競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) 説明の要求

第一次審査の結果として本件入札参加資格が無いと認められた者は、その理由について、本市に対して次の要領により書面を提出し、説明を求めることができる。

ア 受付期間

平成31（2019）年6月12日（水曜日）から同月20日（木曜日）までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで

イ 提出方法

書面の電子ファイルを電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの送信後には、下記15の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

ウ 提出場所

下記15の担当部署の電子メールのアドレス宛に送信すること。

(2) 理由の回答

本市は、本件入札に係る一般競争入札参加資格競争参加資格が無いと認められた者からその理由についての説明を求められたときは、その者に対して平成31（2019）年7月1日（月曜日）までに書面により回答する。

5 入札説明書に関する質問

入札説明書に関する質問がある場合は、記載要領に従い、質問書を作成のうえ、次の要領により提出すること。

ア 受付期間

(ア) 第1回の質問受付期間

平成31（2019）年4月17日（水曜日）から5月8日（水曜日）までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで。

(イ) 第2回の質問受付期間

平成31（2019）年5月23日（木曜日）から同月31日（金曜日）までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）まで。

イ 質問ができる者

第1回は参加表明書等の提出を予定している入札参加希望者とし、第2回は参加表明書等を提出した入札参加希望者の代表企業とする。

ウ 提出方法

質問書は、記載要領に従い、作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの送信後に

は、下記15の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

エ 提出場所

下記15の担当部署の電子メールのアドレス宛に送信すること。

オ 回答公表

(ア) 第1回の質問への回答

平成31(2019)年5月22日(水曜日)を回答予定日とし、前記1(6)のホームページに掲載する。なお、第1回の質問のうち第一次審査に係る質問については、当該回答予定日よりも早くに回答を公表することがあるものとし、前記1(6)のホームページに掲載する。

(イ) 第2回の質問への回答

平成31(2019)年6月14日(金曜日)を回答予定日とし、前記1(6)のホームページに掲載する。

6 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、記載要領に従い、入札書の他、第二次審査資料として本事業の実施に関する計画及び技術提案を記載した提案書(以下「計画提案」という。)を作成し、次の要領により提出すること。また、入札書及び第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない入札参加者は本件入札に参加することができない。

ア 提出日時

平成31(2019)年7月12日(金曜日)午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)まで。

イ 提出方法

持参により提出すること。

ウ 提出場所

前記3に同じ。

7 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に関する質問への回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

イ 入札書は第二次審査資料とともに持参すること。

ウ 入札書は、記載要領に従い作成し、入札参加者の代表企業の名称を表記し、前記6アに示す時刻までに、第二次審査資料とともに提出しなければならない。

エ 入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に本事業の事業名を記載して提出しなければならない。

オ エの入札書は前記6アに示す時刻までに到着しないものは無効とする。

カ 入札書の提出にあたっては、本市により本件参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と中封筒の間に入れること。

キ 入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、記載要領に従い、その委任状を作成し、カと同様に委任状を表封筒と中封筒の間に入れること。

ク 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札における他の入札参加者の代理人をすることができない。

ケ 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札参加者の代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、記載要領に従い、入札辞退届を作成のうえ、前記3に持参して提出すること。

(3) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 入札価格の記載

入札参加者は見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含まない額)を入札書に記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率については、平成31(2019)年10月1日(火曜日)以降に適用される税率(10%)とする。

(6) その他

ア 入札執行回数は1回とする。

イ 本件入札は入札参加者が一者の場合においても入札を実施する。

8 計画提案

(1) 計画提案の作成

計画提案の構成は次のとおりとし、記載要領に従い作成すること。また、計画提案の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ア 計画提案概要

イ 事業計画提案（事業管理業務計画、施設整備業務計画等）

ウ 施設計画提案（本施設取扱説明書、意匠計画、構造計画、設備計画等）

(2) 計画提案の著作権等の取扱い

ア 著作権等

計画提案の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他本市が本事業に関して必要と認める範囲において、本市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の計画提案については、落札者の決定後、当該書類を提出した入札参加者に確認のうえ、本市で廃棄し、又は入札参加者へ返却するものとする。

イ 特許権等

計画提案に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、管理又は運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

ウ 資料の公開

本市は、落札者の決定後、本件入札の結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された計画提案（選定に至らなかった入札参加者からの計画提案を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者の代表企業と協議して対応する。

(3) その他

ア 本件入札において本市が入札参加者に提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

イ 入札参加者は複数の提案を行うことはできない。

ウ 入札書及び第二次審査資料は、提出後に変更できない。

エ 計画提案に関する問い合わせ先は、下記15に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第9条第2号の定めるところにより免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、事業契約の履行を確保するため、事業契約の締結時に事業費の100分の10以上の額を契約保証金として本市に納付するものとし、本市は事業者からの本施設の引き渡し完了後、速やかに利息を付与せず当該契約保証金を事業者に返還する。

また、契約保証金の納付は、国債、地方債及び川崎市契約規則第32条第2項に規定する「市長が確実と認める担保」の提供をもって代えることができるものとし、川崎市契約規則第33条第1項第1号及び第2号の規定（本市を被保険者とする履行保証保険の付保等）に該当する場合には、契約保証金を納付しないこともできるものとする。

11 開札

(1) 日時

平成31（2019）年8月2日（金）午後3時

(2) 場所

川崎市市民文化局市民生活部企画課
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階

(3) その他

入札参加者の代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 本件入札参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 参加表明書に記載された代表企業以外の者のした入札

(4) 参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 入札参加者の記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 本件入札において他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(10) その他本入札説明書において示した条件等に違反した入札

13 落札者の決定方法等

本市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案を

した者を選定する総合評価一般競争入札（地方自治法第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。

14 契約書作成の要否
要

15 その他

- (1) 本件入札及び協定等の締結に係る手続において交渉は行わない。
- (2) 本件入札及び協定等の締結に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (4) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本件入札における提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (6) 本件入札において本市が計画提案の内容を確認及び評価したことにより、事業者が計画提案の内容に基づいて本事業の適正かつ確実な遂行を図らなければならない責任が軽減されるものではない。

15 担当部署

川崎市市民文化局市民生活部企画課

所在地：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-

2 川崎フロンティアビル9階

電話：044-200-2023

E-mail：25kikaku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第270号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成31年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5-1 株式会社あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅3丁目474の一部 別図参照		
幅員	4.67メートル	延長	5.37メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第202号		指定 年月日	平成31年 4月17日

川崎市公告第271号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件名	45mはしご付消防自動車分解整備
	履行場所	消防局の指定する場所
	履行期限	平成31年12月20日
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
	(4)	平成21年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
	(5)	この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
	(6)	検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
	(7)	この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093	

入札日時等	平成31年6月11日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第272号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ルフロン

- 川崎市川崎区日進町1番11, 12, 16, 19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
取締役社長 池谷 幹男
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	名称	代表者氏名	住所
①	ファイテン株式会社	代表取締役 平田 好宏	京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678番
②	株式会社ヨドバシカメラ	代表取締役 藤沢 昭和	東京都新宿区北新宿三丁目20番1号
③	株式会社セリア	代表取締役 河合 英治	岐阜県大垣市外濠二丁目38番
④	株式会社タカラトレーディング	代表取締役 怡土 公一	東京都八王子市堀之内三丁目33番4号
⑤	株式会社コナカ	代表取締役 湖中 謙介	横浜市戸塚区品濃町517番2号
⑥	マザウェイズジャパン株式会社	代表取締役 根来 豊	東京都江東区新大橋一丁目3番11号
⑦	株式会社Francfranc	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
⑧	ダイヤ通商株式会社	代表取締役 阿部 匡	東京都豊島区巢鴨一丁目11番1号
⑨	エルソニック株式会社	代表取締役 稲葉 京太郎	大阪府吹田市豊津町18-13
⑩	株式会社ホビーベースイエローサブマリン	代表取締役 田中 昇	さいたま市北区日進町三丁目725番3号
⑪	株式会社ゾフ	代表取締役 上野 剛史	東京都港区北青山三丁目6番1号

他計19者

(変更後)

	名称	代表者氏名	住所
①	—	—	—
②	株式会社ヨドバシカメラ	代表取締役 藤沢 昭和	東京都新宿区新宿5-3-1
③	—	—	—
④	—	—	—
⑤	—	—	—
⑥	—	—	—
⑦	—	—	—
⑧	—	—	—
⑨	エルソニック株式会社	代表取締役 諸橋 友良	大阪府吹田市豊津町18-13
⑩	—	—	—
⑪	—	—	—

他計10者

4 変更の年月日

- ①平成31年3月20日 ②平成31年3月18日
 ③平成31年2月17日 ④平成31年2月17日
 ⑤平成31年2月3日 ⑥平成31年1月27日
 ⑦平成31年1月27日 ⑧平成31年1月23日
 ⑨平成30年8月15日 ⑩平成30年3月25日
 ⑪平成29年2月28日

5 変更する理由

小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更並びに小売店舗の入れ替えのため。

6 届出の年月日

平成31年3月29日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
 (川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成31年4月19日から平成31年8月19日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成31年8月19日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第273号

川崎市プレミアム付商品券発行運營業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件名 川崎市プレミアム付商品券発行運營業務委託
 (2) 業務事項

川崎市プレミアム付商品券の発行に係る商品券の印刷、商品券販売窓口の募集、商品券利用加盟店舗の募集、商品券の換金・精算業務等。

- (3) 委託期間 契約締結日～平成32年3月31日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 平成31・32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者。※参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認めら

れた場合、業者決定後に同名簿への登録を行うことを条件として、登録申請している者と同等に扱います。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案内容の実現性・妥当性
- (2) 業務遂行能力の妥当性
- (3) 事業実績の有無
- (4) 見積額の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課 商品券担当
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電話番号（直通） 044-200-0146
FAX番号 044-200-3920
E-mail 28syogyo@city.kawasaki.jp

5 公募要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 平成31年4月19日（金）～5月17日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成31年5月8日（水）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送
（書留郵便等の配達記録が残る場合に
限る。）又は電子メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成31年5月17日（金）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類
ア 企画提案書（任意様式）
・ A4横版（A3版の折り込み可）とし、表紙を除き10頁以内で作成してください。

・概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 見積書

・様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。
・金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください（プレミアム分を合算しないこと）。

- (4) 提出方法 持参又は郵送
（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額

プレミアム分	1,244,000,000円
業務委託分	434,415,547円
合計	1,678,415,547円

※見積書の提出の際は、業務委託分に係る経費のみ計算してください。

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 選考結果の発表は5月下旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、公募要領を御参照ください。

川崎市公告第274号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 真福寺住宅測量業務委託
	履 行 場 所 川崎市麻生区王禅寺西七丁目2014番ほか
	履 行 期 限 平成31年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成31年5月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 生田住宅測量業務委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田三丁目1064番1ほか
	履 行 期 限 平成31年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成31年5月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第275号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成31年 4月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 公募型プロポーザルに付する事項**(1) 件名**

かわさきエコ暮らし未来館展示更新業務委託

(2) 履行場所

かわさきエコ暮らし未来館

(川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター内)

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年3月10日(火)まで

(4) 募集手続き

詳細は公募実施要領によります。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 提案期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の「その他業務 その他(99-99)」に登録されている者

(4) 国、地方公共団体又は民間企業との契約において、本業務と類似する業務の受託実績を証明できること

3 公募実施要領、仕様書、各種様式の配布

公募実施要領、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000105870.html>

※同様のものを川崎市環境局地球環境推進室でお渡しすることも可能です。

4 プロポーザル参加意向申出書の提出等**(1) プロポーザル参加意向申出書**

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加意向申出書(様式2)及び類似の契約実績を証する書類を提出してください。

ア 提出期間：平成31年5月10日(金)正午まで

(受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く)

イ 提出場所：川崎市環境局地球環境推進室(川崎市役所第3庁舎17階)

ウ 提出方法：持参

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者に

は、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

5 企画提案書類の提出

企画提案書類を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：平成31年5月29日(水)正午まで

(受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(2) 提出場所：川崎市環境局地球環境推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

(3) 提出方法：持参

6 各種書類提出先・問い合わせ先

担当：川崎市環境局地球環境推進室 内田、末吉

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3871

FAX：044-200-3921

メール：30tisui@city.kawasaki.jp

川崎市公告第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年 4月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区南生田二丁目6番1

ほか1筆

1,149平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区南雪谷二丁目17番8号

サンユウ建設株式会社

代表取締役 馬場 宏二郎

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年7月4日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第47号

川崎市公告第277号

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例方法

審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例方法審査書を次のとおり公告します。

平成31年 4月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例方法審査書

平成31年 4月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 水質 (公共用水域)

ウ 植物・動物・生態系

エ 緑 (緑の質・緑の量)

オ 騒音

カ 廃棄物等 (産業廃棄物)

キ 景観

ク 人と自然とのふれあい活動の場

ケ 地域交通 (交通混雑)

コ その他

(3) 環境配慮項目に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

はじめに

向ヶ丘遊園跡地利用計画 (以下「指定開発行為」という。)は、小田急電鉄株式会社 (以下「指定開発行為者」という。)が、多摩区長尾二丁目342番21号他の約16.3haの区域において、平成16年11月に川崎市と締結された「基本合意」に基づき、都市計画の変更等を前提として、地上1～2階の商業施設、地上1～2階一部地下1階の温泉施設、地上1～2階の自然体験施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例 (以下「条例」という。)に基づき、平成30年12月17日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書 (以下「条例方法書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、平成31年3月15日に川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。)に諮問し、平成31年4月17日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、本条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称 : 小田急電鉄株式会社

代 表 者 : 代表取締役 星野 晃司

住 所 : 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称 : 向ヶ丘遊園跡地利用計画

種 類 : 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (第1種行為)

商業施設の新設 (第3種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項及び13の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置 : 多摩区長尾二丁目342番21号 他

区域面積 : 約162,700㎡

用途地域 : 第一種住居地域、第二種住居地域及び第一種低層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

商業施設・温泉施設・自然体験施設の建設

イ 土地利用計画

区 分		開発面積	面積比
宅 地	計画建物	約15,200㎡	9.3%
	通路・広場等	約36,400㎡	22.4%
	駐車場等	約24,100㎡	14.8%
	緑化地等	約19,900㎡	12.2%
	既存緑地	約48,300㎡	29.7%
	水辺地 (調整池)	約7,500㎡	4.6%
	道路 (私道)	約5,600㎡	3.5%
	宅地計	約157,000㎡	96.5%
公共施設	道路 (公道)	約4,200㎡	2.6%
	付替え道路 (市道)	約1,500㎡	0.9%
	公共施設計	約5,700㎡	3.5%
合 計		約162,700㎡	100.0%

ウ 建築計画

		商業施設エリア	温浴施設エリア	自然体験エリア	その他	合計
開発面積		約29,900㎡	約25,600㎡	約39,300㎡	約67,900㎡	約162,700㎡
建築計画	延べ面積	約5,300㎡	約7,000㎡	約1,900㎡	—	約14,200㎡
	建築面積	約5,900㎡	約7,200㎡	約2,100㎡	—	約15,200㎡
	建物階数	地上1～2階	地上1～2階 一部地下1階	地上1～2階	—	—
	建物高さ	約9m	約12.5m	約9m	—	—
	駐車台数	約500台				約500台

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、商業施設・温浴施設・自然体験施設を建設するものである。条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

供用時の冷暖房施設等の設置に伴う大気質の予測及び評価に当たっては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を対象としているが、今後、計画が具体化された段階で、想定される大気汚染物質の排出濃度や排出量を考慮して予測・評価項目を再度検討すること。

イ 水質（公共用水域）

施設の供用に伴う水質の予測及び評価に当たっては、予測条件として、温浴施設等から発生する排水の種類ごとの排水量及びその排出先、排水処理方法等を条例準備書に示すこと。

ウ 植物・動物・生態系

本計画は計画地における既存の自然環境（植物・動物・生態系）を生かした施設を計画していることから、中長期的時間経過も視野に入れて供用時における自然環境に対する影響について、予測及び評価を行うこと。また、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種が確認された場合には、その対応について検討すること。

(ア) 植物

a 植物社会学的調査の実施に当たっては、階層構造ごとの高さ、植被率を正確に調査した上で群落区分を示すこと。その際は、特にツル植物（登はん植物）の優占度、群度に注意を払うこと。また、この群落区分を基に大縮尺の地形図に現存植生図を作成すること。

b 植物に関する調査、予測及び評価に当たっては、計画地内に生態系等に被害を及ぼすお

それのある外来種に指定されているトウネズミモチの生育が確認されていることから、生田緑地及びその周辺への拡散がないよう外来種の処置について検討し、条例準備書に示すこと。

(イ) 動物

調査時期については、既存の自然環境を生かした施設を計画していることから、典型的な四季に限定せず、中間的な季節においても可能な限り生物調査を行うこと。

エ 緑（緑の質・緑の量）

緑化計画の策定に当たっては、現存植生図等を踏まえるとともに、3つのエリア（商業施設・温浴施設・自然体験）や計画地南側調整池及びその周辺の植栽・保存計画を示した上で予測及び評価を行うこと。

オ 騒音

計画地内北側にある道路は入口から上り坂であるため、工事中及び供用時の大型車両等の走行に伴って発生する騒音が、平地を走行する場合に比べて増加する可能性が高く、住宅地が近接していることから予測地点とすること。また、道路面と住宅地の高低差や法面の反射音の影響などの道路形状等を考慮すること。

カ 廃棄物等（産業廃棄物）

工事中の予測及び評価に当たっては、石綿含有建材の使用状況について十分な調査を行い、使用が確認された場合には、処理方法等について条例準備書に示すこと。

キ 景観

代表的な眺望地点からの景観の変化の程度については、計画地内を視認することができる近景として、住宅地が近接する計画地南側からの予測地点を追加すること。

ク 人と自然とのふれあい活動の場

計画地は、生田緑地の一部に位置し、本計画の実施に伴い計画地内には人と自然とのふれあい活

動の場が新たに創出されることから、計画地を含む生田緑地全体を考慮し、供用時における予測及び評価を行うこと。

ケ 地域交通（交通混雑）

工事中及び供用時における交通混雑の調査、予測及び評価に当たっては、季節、曜日、時間帯により、ばら苑等周辺の観光施設等の交通量（来場車）の変動が考えられることから、調査時期、予測時期を適切に設定すること。また、本施設（計画地）の関連車両の走行台数及び駐車台数の設定根拠について条例準備書に示し、適切に予測及び評価を行うこと。

コ その他

供用時の温泉のくみ上げ、利用に伴いメタンガス等のガスが発生する場合は、その性状、発生量等を踏まえ、「悪臭」、「安全」、「温室効果ガス」等の環境影響評価項目を選定すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

供用時において、自動車ヘッドライト、商業施設等の夜間照明により生活環境や生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、環境配慮項目として「光害」を選定すること。

選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書に

- において、具体的な措置の内容を明らかにすること。
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
 - 平成30年12月17日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
 - 12月25日 条例方法書公告、縦覧開始
 - 平成31年2月7日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
 - 意見書の提出 75名、91通
 - 3月15日 市長から審議会に条例方法書について諮問
 - 4月17日 審議会から市長に条例方法書について答申
 - 4月24日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
- 4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過
 - 平成31年3月15日 審議会（現地視察、条例方法書事業者説明及び審議）
 - 4月16日 審議会（条例方法書答申案審議）

川崎市公告第278号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成31年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	下小田中小学校屋外附帯・わくわくプラザ改築衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履行期限	契約の日から平成32年3月31日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5)	平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。
	(6)	平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。
	(7)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)	管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
		また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月31日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 川中島小学校用務員作業所新築その他工事
	履行場所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履行期限 契約の日から平成31年11月20日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月29日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 川中島小学校校舎改修その他工事
	履行場所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履行期限 契約の日から平成31年11月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年6月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 南大師中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所 川崎市川崎区四谷上町24番1号
	履行期限 契約の日から平成31年12月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成31年5月29日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	中原小学校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月29日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢中学校ほか1校トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成31年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	<p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年6月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 岡上小学校ほか2校校舎改修その他工事
	履行場所 川崎市麻生区岡上675番地1ほか2校
	履行期限 契約の日から平成31年12月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月31日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第279号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザ体育館照明器具交換等業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1丁目19番1号 川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から平成31年9月30日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザの体育館の照明器具の交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去3年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153(直通)

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月25日(木)から平成31年5月10日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年5月14日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年4月25日(木)から平成31年5月16日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から

ら午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

平成31年5月21日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年5月29日(水)午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第280号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

学校施設長期保全計画検証支援業務委託

(2) 履行場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室

(川崎区宮本町6番地)

市内川崎市立学校

(3) 履行期間

契約日から平成32年3月24日(火)まで

(4) 業務概要

入札説明書による。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、業種「建築設計」、種目「意匠設計」に記載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル5階
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
長期保全・計画担当
電話番号：044-200-0362
M a i l : 88seibi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成31年4月25日(木)から5月9日(木)まで
間、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除き、午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出方法
持参

4 入札説明会及び入札説明書について

- (1) 入札説明会
特になし。
- (2) 入札説明書の閲覧及び配布
この入札に関する仕様書は、上記3(1)の場所において3(2)の期間で閲覧することができるほか、希望者には印刷物を配布する。また、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができる。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、かつ提出書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の平成31・32年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに入札参加資格の確認通知書を送付する。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、(2)により、確認通知書を交付する。

- (1) 日時
平成31年5月13日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 場所

上記3(1)と同じ

6 質問等の受付

- (1) 上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者からの質問等を受け付ける。提出にあたっては、入札説明書添付の「質問書」の様式によること。
- (2) 質問等に関しては、平成31年5月13日(月)から5月17日(金)までの間、電子メールまたは平日の正午から午後1時までを除き、午前9時から午後5時まで持参により受け付ける。
- (3) 電子メールにより質問等を送った場合は、電話により併せて連絡すること。
- (4) 回答については、平成31年5月24日(金)までに電子メールにより回答する。電子メールアドレスの登録を行っていない者に対しては、FAXにより回答する。ただし、審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しない。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができない。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等
 - ア 入札金額は税抜きの総価で行う。
 - イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印し入札すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約額とする。
- (2) 入札書の提出
 - ア 入札日時
平成31年5月30日(木)午前10時
 - イ 入札場所
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル 4階 第1会議室
- (3) 開札の日時及び場所
8(2)と同じ
- (4) 入札保証金
免除とする。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除する。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付すること。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

不要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードすることができる。

10 その他

(1) 詳細は、仕様書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第281号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター煙突設備点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成32年3月19日(木)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている煙突設備の機能を正常に維持するために必要な点検清掃を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の煙突設備点検清掃業務の契約実績を有するこ

と。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(5) 煙突設備点検清掃業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、必要な資格は次のとおりとする。

- ア ゴンドラ取扱業務特別教育修了者
- イ ダイオキシン類特別教育修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)(5)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当 藤井、渡邊、齊藤
電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

平成31年4月25日(木)から平成31年5月10日(金)9時から17時まで(日曜日及び12時~13時を除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成31年5月17日(金)全社に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)と同じ

(2) 交付日時 平成31年5月17日(金)9時から17時まで(12時から13時を除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成31年5月20日(月)から平成31年5月23日(木)9時から17時まで(12時から13時を除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成31年5月28日(火)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付
します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加
資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載
をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成31年5月29日(水)
14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター3階
会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効としま
す。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価
格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心
得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規
定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第282号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 2019年度川崎市外国人市民意識実態
調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市市民文化局人権・男女共同参
画室その他川崎市の指定する場所

(3) 履行期間 契約日から平成32年3月27日まで

(4) 委託概要 川崎市内に居住する外国籍住民
5,000人への調査を実施・回収し、結
果を分析すること。なお、委託者が容
易した質問、回答(自由記入部分)、
概要版等の翻訳を含む。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2
条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「調査・測定」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指
名停止期間中でないこと。

(4) この委託業務について、本市、官公庁、大学又は
研究機関等における外国人に関する調査分析及び類
似業務を行った経験のあるものを一人以上配置でき
ること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局人権・男女共同参画室

外国人市民施策担当 担当 豊田

電 話 044-200-2359

FAX 044-200-3914

E-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月25日(木)から平成31年5月9日
(木)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を
除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時
から午後5時15分まで)

また、入札説明書、競争参加申込書及び実績調書
は、インターネットホームページからダウンロード
することもできます。

※ 「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託

の欄の「財政局入札公表」から閲覧、ダウンロードすることができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>を参照してください。

(3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

(4) 提出方法 持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に平成31年5月13日(月)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成31年5月13日(月)から平成31年5月16日(木)午後5時15分まで

(3) 質問受付方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(土曜及び日曜を除く)、FAX又は電子メールで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年5月21日(火)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください)。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

エ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行い

ます。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。

なお、この金額には契約期間の各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年5月24日(金)午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第283号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年 4月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市男女共同参画センター舞台音響設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

(3) 履行期間

契約日から平成32年2月15日まで

(4) 業務概要

川崎市男女共同参画センターに設置されている舞台音響設備のデジタルミキサー、パワーアンプ、ワイヤレスマイクシステム受信機等の交換及び試験調整を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局人権・男女共同参画室

電 話 044-200-2300(直通)

F A X 044-200-3914

E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月25日(木)から平成31年5月9日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年5月13日(月)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年5月13日(月)から平成31年5月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25zinken@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3914

(5) 回答方法

平成31年5月22日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子

メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年5月30日(木) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第284号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係									
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)円	借賃の支払方法	氏名又は名称		住所								
川崎市麻生区早野字広地164	田	514	守谷 昭雄 守谷 祥子	麻生区早野317	賃借権	普通畑	平成31年 5月1日	平成41年 4月30日	121,527	毎年4月末日までに貸手の口座へ振り込む	農地所有 適格法人 株式会社 Slow Farm 代表取締役 安藤 良二	川崎市麻生区 片平5-16-4									
川崎市麻生区早野字広地165	田	469																			
川崎市麻生区早野字広地237	田	555																			
川崎市麻生区早野字広地238	田	564																			
川崎市麻生区早野字広地245	田	561																			
川崎市麻生区早野字広地246	田	561																			
川崎市麻生区早野字広地248	田	850																			
川崎市麻生区早野字広地249	田	427																			
川崎市麻生区早野字広地166	田	494											杉本 祥子	麻生区早野841	賃借権	普通畑	平成31年 5月1日	143,964	毎年4月末日までに貸手の口座へ振り込む	農地所有 適格法人 株式会社 Slow Farm 代表取締役 安藤 良二	川崎市麻生区 片平5-16-4
川崎市麻生区早野字広地171	田	577																			
川崎市麻生区早野字広地172	田	525																			
川崎市麻生区早野字広地236	田	582																			
川崎市麻生区早野字広地242	田	584																			
川崎市麻生区早野字広地244	田	584																			
川崎市麻生区早野字広地247	田	584																			
川崎市麻生区早野字広地252	田	784																			
川崎市麻生区早野字広地253	田	618																			

1 各筆明細

利用権を設定する土地	所在	川崎市麻生区岡上字天神 谷戸976
	現況 地目	田
利用権を設定する者	氏名 又は名称	梶 直宏
	住所	麻生区岡上744-5- B102
設定する利用権	利用権 の種類	賃借権
	利用権 の内容	普通畑
	始期	平成31年 5月1日
	終期	平成33年 4月30日
	借賃 (年額)	94,000
	借賃の支払 方法	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。
利用権の設定を受ける者	氏名 又は名称	高松 清
	住所	東京都町田市 大蔵町2224-1
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第285号

平成31（2019）年度かわさきグリーンイノベーションクラスター運営支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名

平成31（2019）年度かわさきグリーンイノベーションクラスター運営支援業務委託

(2) 業務事項

ア クラスターの運営に係る業務

イ セミナー等開催業務

ウ その他事務局運営業務

*業務の詳細については、仕様書を参照してください。

(3) 委託期間 契約締結日～平成32（2020）年3月25日

2 提案書の提出者の資格

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 企業の案件形成やビジネスマッチング支援に関するノウハウと実績がある者

イ フォーラム等の企画・運営に関するノウハウと実績がある者

ウ 法人格を有する者

エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 企画提案説明会（仮）及び選考委員会（令和元年6月11日予定）において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に、業種を「調査・測定」、種目を「その他の調査・測定」で登録されていること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

ク 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力・ネットワーク
- (4) 事業実績
- (5) 実施体制
- (6) 概算見積額のバランス

4 担当部局

川崎市経済労働局国際経済推進室
 〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
 川崎フロンティアビル10階
 電 話（直通）044-200-2335
 F A X 044-200-3920
 メールアドレス：28keisu@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間
平成31（2019）年4月26日（金）～平成31（2019）年5月16日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成31（2019）年5月17日（金）正午必着
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）・電子メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成31（2019）年6月4日（火）正午必着
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（10部）、業務実績（10部）、所要経費・概算見積書（1部）、団体概要（定款・パンフレット等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの）（10部）、直近の決算書（1部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ。

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 7,411,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他
ア 選考結果の発表は平成31（2019）年6月12日（水）を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。

川崎市公告第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年4月26日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区西生田三丁目6490番1
 のほか8筆の一部
 2,996平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市多摩区西生田3-15-15
 遠藤 武雄

3 予定建築物の用途

共同住宅
 計画戸数：56戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年9月22日
 川崎市指令 ま宅審（イ）第81号
 平成31年2月25日
 川崎市指令 ま宅審（イ）第158号（変更）

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第1号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の内容
平成31年度川崎市立中学校自然教室運営委託
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
川崎市川崎区南町22番3号
京浜トラベルサービス株式会社
代表取締役 内藤 貴士
- 5 落札金額
66,159,372円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第2号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の内容
平成31年度川崎市立小学校自然教室運営委託
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
横浜市中区尾上町6丁目81番地
ニッセイ横浜尾上町ビル4階
株式会社日本旅行横浜支店神奈川教育旅行支店
支店長 田口 浩
- 5 落札金額
68,936,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入(製造)物品及び数量

ア 消防ポンプ自動車	1台
イ 防災広報車	1台
 - (2) 購入(製造)物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
仕様書により指定する場所
 - (4) 納入期限

ア 令和2年3月19日	
イ 令和2年3月6日	
 - (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年5月24日までに行ってください。
 - (4) 平成21年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。
また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
 - (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
 - (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
 - (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

 - (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
 担当 城田
 〒210-8577
 川崎市川崎区宮本町1番地
 明治安田生命ビル13階
 電話044-200-2093

イ 閲覧期間 令和元年5月10日～令和元年5月24日
 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を
 除く。)
 午前8時30分～正午、午後1時～午
 後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報か
 わさき」(アドレス [http://www.
 city.kawasaki.jp/233300/index.
 html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「入札情報」の物品の欄の
 「入札公表」

イ 閲覧期間 令和元年5月10日～令和元年5月24日
 午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問
 い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出して
 ください。

提出期間 令和元年5月10日～令和元年5月24日
 午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記
 3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出して
 ください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一
 般競争入札参加申込書等をダウンロードすることが
 できます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等
 の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求めら
 れたときはこれに応じなければなりません。提出
 された書類等を審査した結果、この購入(製造)
 物品を納入することができると認められた者に限
 り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者
 に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書
 は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

消防局総務部施設設備課 担当 関澤
 電話 044-223-2553

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することが
 できます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付
 けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ま
 せた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注
 意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入
 力・提出してください。

入力・提出期間 令和元年5月10日～令和元年
 5月24日
 午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホーム
 ページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロ
 ードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載
 している「電子入札システム質問回答機能操作方
 法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間
 に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。
 質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行い
 ます。

配布・提出期間 令和元年5月10日～令和元年
 5月24日
 (土曜日、日曜日及び国民の
 祝日を除く。)
 午前8時30分～正午、午後1
 時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札
 情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」
 の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問
 書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、
 紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にW
 o r d形式のまま保存した質問書を提出してくだ
 さい。(どちらか一方の場合には、質問を受け付
 けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和元年6月10日17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和元年6月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和元年6月10日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和元年6月24日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和元年6月24日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年6月20日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
 - ① Fire pump car 1units
 - ② Disaster prevention public relations vehicles 1units
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 24 June 2019
- (3) Contact point for the notice :
 - KAWASAKI CITY OFFICE
 - Contract Section
 - Asset Maintenance Department
 - Finance Bureau
 - 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
 - Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
 - TEL : 044-200-2093
- (4) Language:
 - Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第4号

一般競争入札について次のとおり公示します。
令和元年5月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
 - 中原区役所におけるESCO事業導入アドバイザー業務委託
- (2) 履行場所
 - 財政局資産管理部資産運用課(川崎市川崎区宮本町6番地)他
- (3) 履行期間
 - 契約締結日から令和2年1月31日(金)まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。
- (4) 官公庁の省エネルギー保証を伴うESCO事業に

おいて、本業務と類似の業務実績があること。

- (5) 自社において、技術士(機械部門・電気電子部門・衛生工学部門・環境部門)、エネルギー管理士、一級建築士、建築設備士のいずれかの資格を持つ者を配置できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)(5)を証する書類、また、資格者との雇用関係を証明できる書類を提出しなければなりません。なお、申請書、仕様書は川崎市ホームページの「入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
 - 〒210-8577
 - 川崎市川崎区宮本町6番地
 - 明治安田生命川崎ビル13階
 - 財政局資産管理部資産運用課 担当 二階堂
 - 電話 044-200-2851(直通)
- (2) 配布・提出期間
 - 令和元年5月10日(金)から令和元年5月17日(金)までの9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法
 - 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書の交付

一般競争入札参加資格確認申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会については実施いたしません。

- (1) 日時
 - 令和元年5月21日(火)
- (2) 交付場所
 - 3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
 - 3(1)に同じ
- (2) 質問受付日
 - 令和元年5月21日(火)から令和元年5月23日(木)9時から17時まで
- (3) 質問書の様式
 - 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
 - 電子メールによります。

電子メール 23sisan@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和元年5月27日(月) 全者に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3905

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 令和元年5月29日(水) 10時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

財政局資産運用課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規

則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本業務を受託した者は、中原区役所のESCO事業には参加できません。

川崎市公告(調達)第5号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年5月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度川崎市総合教育センターネットワーク機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター
- (3) 履行期間 令和元年9月1日から令和6年8月31日
なお、本件における旧元号表記については、新元号に対応する年又は年度に読み替えるものとします。
- (4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理

- 部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年5月17日(金)までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和元年5月10日(金)から令和元年5月24日(金)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問合せ先
- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
令和元年5月10日(金)から令和元年6月5日(水)
午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和元年6月12日
- (水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年5月31日(金)までに送付します。
なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和元年5月31日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。
- 6 カタログの提出について
導入予定機種等のカタログを令和元年6月14日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。
なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- ア 入札書の提出日時
令和元年6月19日(水)午前9時30分
- イ 入札書の提出場所
川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限
令和元年6月18日(火)
- エ 郵送による場合の入札書の宛先
3(1)に同じ
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 契約保証金 | 契約金額の10% |
| | ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。 |
| (2) 前払金 | 否 |
| (3) 契約書作成の要否 | 要 |
| (4) 契約条項等の閲覧 | |

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease servers reconstructed network for education in Kawasaki city
(KAWASAKI EDUCATIONAL INFORMATION System - NETwork)

(2) Time-limit for tender:

9:30 A.M 19 June 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

18 June 2019

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第22号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成31年4月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成31年5月1日から

平成36年4月30日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 303

商号又は名称 有限会社渡辺工業

営業所所在地 川崎市高津区上作延906番地20

代表者氏名 渡邊 昌宏

指 定 番 号 934

商号又は名称 有限会社大河原設備

営業所所在地 相模原市南区上鶴間本町8丁目45番4号

代表者氏名 大河原 達

指 定 番 号 572

商号又は名称 株式会社オサダ管工

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和西4丁目32番地2

代表者氏名 長田 一彦

指 定 番 号 314

商号又は名称 有限会社片柳設備

営業所所在地 川崎市川崎区浅田2丁目17番3号
 代表者氏名 阪下 桂次
 指 定 番 号 317
 商号又は名称 有限会社大輝
 営業所所在地 川崎市高津区末長1丁目45番31-101号
 代表者氏名 下村 強
 指 定 番 号 566
 商号又は名称 株式会社金子産商湘南
 営業所所在地 横浜市金沢区東朝比奈3丁目16番2号
 代表者氏名 金子 久雄
 指 定 番 号 772
 商号又は名称 株式会社漸進
 営業所所在地 横浜市南区西中町2丁目36番地
 代表者氏名 石井 貞嘉
 指 定 番 号 312
 商号又は名称 有限会社丸善興業
 営業所所在地 川崎市高津区子母口510番地5
 代表者氏名 太田 勝晶
 指 定 番 号 926
 商号又は名称 株式会社BLハウス
 営業所所在地 横浜市港北区新横浜1丁目23番5号
 代表者氏名 吉野 忠大
 指 定 番 号 927
 商号又は名称 株式会社リウォータ
 営業所所在地 横浜市神奈川区菅田町985番地37
 代表者氏名 浅野 貴光
 指 定 番 号 562
 商号又は名称 株式会社道明
 営業所所在地 横浜市港北区新吉田町170番地
 代表者氏名 佐藤 武
 指 定 番 号 304
 商号又は名称 五代工業株式会社
 営業所所在地 横浜市戸塚区東俣野町1031番地1
 代表者氏名 澤田 卓
 指 定 番 号 579
 商号又は名称 有限会社福館設備工業所
 営業所所在地 横浜市瀬谷区本郷3丁目9番1
 代表者氏名 福館 英知
 指 定 番 号 561
 商号又は名称 有限会社ジョーセツ
 営業所所在地 横浜市南区六ッ川2丁目100番地52
 代表者氏名 吉村 仁史
 指 定 番 号 577

商号又は名称 有限会社田中設備工業所
 営業所所在地 相模原市中央区並木4丁目4番2号
 代表者氏名 田中 宏明
 指 定 番 号 559
 商号又は名称 有限会社小糸設備
 営業所所在地 相模原市南区下溝1039番地6
 代表者氏名 小糸 邦彦
 指 定 番 号 928
 商号又は名称 有限会社長田工業相模原営業所
 営業所所在地 相模原市中央区千代田1丁目7番7号
 代表者氏名 長田 利則
 指 定 番 号 923
 商号又は名称 輝設計
 営業所所在地 横浜市都筑区中川8丁目6番19号
 代表者氏名 栗澤 秀雄
 指 定 番 号 301
 商号又は名称 山田教幸水道事務所
 営業所所在地 川崎市宮前区平1丁目13番3号
 代表者氏名 山田 教幸
 指 定 番 号 302
 商号又は名称 川又電機工事株式会社
 営業所所在地 川崎市川崎区観音2丁目9番3号
 代表者氏名 川又 竜志郎
 指 定 番 号 770
 商号又は名称 朋栄建設株式会社
 営業所所在地 横浜市都筑区勝田町381番地
 代表者氏名 佐々木 伸洋
 指 定 番 号 924
 商号又は名称 有限会社見上総合設備
 営業所所在地 神奈川県海老名市東柏ヶ谷3丁目13番19号
 代表者氏名 見上 修一
 指 定 番 号 300
 商号又は名称 株式会社原設備工業
 営業所所在地 川崎市宮前区宮崎5丁目3番地32
 代表者氏名 原 輝光
 指 定 番 号 925
 商号又は名称 神中工業株式会社
 営業所所在地 横浜市南区井土ヶ谷下町18番地
 代表者氏名 石田 隆
 指 定 番 号 574
 商号又は名称 有限会社岩田設備

営業所所在地 相模原市南区下溝2560番地 1
 代表者氏名 岩田 吉夫

指 定 番 号 316
 商号又は名称 有限会社佐藤工業所
 営業所所在地 川崎市宮前区宮前平 3 丁目10番地 9
 代表者氏名 佐藤 秀樹

指 定 番 号 922
 商号又は名称 有限会社プロンプト
 営業所所在地 横浜市青葉区市ケ尾町1169番地28号
 代表者氏名 加藤 久剛

指 定 番 号 929
 商号又は名称 株式会社相創
 営業所所在地 神奈川県平塚市西八幡 3 丁目 8 番11号
 代表者氏名 宮本 真人

指 定 番 号 578
 商号又は名称 有限会社原岡設備工業
 営業所所在地 横浜市泉区上飯田町250番地の 4
 代表者氏名 原岡 誠

指 定 番 号 771
 商号又は名称 有限会社松山住宅設備
 営業所所在地 神奈川県藤沢市本町 4 丁目 5 番22号
 代表者氏名 松山 秀樹

指 定 番 号 313
 商号又は名称 株式会社エー・エム・シー
 営業所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 6 番地20
 代表者氏名 大村 滋

指 定 番 号 307
 商号又は名称 株式会社大神
 営業所所在地 横浜市港北区篠原町3172番地 1
 代表者氏名 岩崎 次郎

指 定 番 号 933
 商号又は名称 株式会社カンパイ
 営業所所在地 横浜市港北区烏山町1030番地
 代表者氏名 桑原 正幸

指 定 番 号 769
 商号又は名称 株式会社渡部興業
 営業所所在地 横浜市都筑区東山田町1568番地30
 代表者氏名 渡部 竜

指 定 番 号 931
 商号又は名称 株式会社城新
 営業所所在地 横浜市旭区中沢 1 丁目40番 6 号
 代表者氏名 木戸 重則

指 定 番 号 932
 商号又は名称 有限会社浅野設備

営業所所在地 神奈川県藤沢市本藤沢 1 丁目 3 番11号
 代表者氏名 浅野 啓治

指 定 番 号 319
 商号又は名称 有限会社大生エンジニアリング
 営業所所在地 川崎市麻生区早野425
 代表者氏名 保坂 一夫

川崎市上下水道局告示第23号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1671号
 氏名又は名称 株式会社シモトリ
 住 所 横浜市南区永田東 3 丁目 9 番18号
 永田東コーポラス202
 代表者氏名 下鳥 博
 指 定 年 月 日 平成31年4月23日
- 2 指 定 番 号 第1672号
 氏名又は名称 有限会社石橋建設
 住 所 神奈川県三浦市南下浦町上宮田3259
 番地
 代表者氏名 石橋 哲也
 指 定 年 月 日 平成31年4月23日
- 3 指 定 番 号 第1673号
 氏名又は名称 株式会社ライフ・アクア
 住 所 横浜市泉区中田南 5 丁目28番 3 号
 代表者氏名 鎌田 泰弘
 指 定 年 月 日 平成31年4月23日

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第313号

氏名又は名称 東西工業株式会社
 住 所 横浜市保土ヶ谷区法泉2丁目25番18号
 代表者氏名 (新) 丸中 達哉
 (旧) 小村 貞仁
 変更年月日 平成31年2月27日

2 指 定 番 号 第508号
 氏名又は名称 株式会社下田商会
 住 所 (新) 神奈川県平塚市四之宮2丁目
 3番72号
 (旧) 神奈川県平塚市田村5丁目8
 番48号
 代表者氏名 下山田 英明
 変更年月日 平成30年12月10日

3 指 定 番 号 第573号
 氏名又は名称 有限会社赤神設備工業
 住 所 (新) 川崎市多摩区菅馬場2丁目5
 番3号
 (旧) 川崎市多摩区登戸1968番地1F
 代表者氏名 赤神 将太
 変更年月日 平成31年2月15日

4 指 定 番 号 第1300号
 氏名又は名称 株式会社三和下水道管理
 住 所 (新) 横浜市旭区二俣川2丁目50番
 地14コプレ二俣川オフィス
 1109
 (旧) 横浜市旭区本宿町55番地1
 代表者氏名 内田 竜文
 変更年月日 平成31年1月31日

5 指 定 番 号 第1499号
 氏名又は名称 株式会社タワラ
 住 所 (新) 神奈川県大和市深見西6丁目
 4番14号
 (旧) 神奈川県大和市深見西6丁目
 5番8号
 代表者氏名 石川 誠治
 変更年月日 平成31年3月1日

6 指 定 番 号 第1576号

氏名又は名称 高南設備
 住 所 (新) 東京都新宿区北新宿1丁目35
 番1-1102号
 (旧) 東京都杉並区高円寺南2丁目
 40番38号高円寺コンチェルト
 202

代表者氏名 田村 隆
 変更年月日 平成31年4月1日

7 指 定 番 号 第1610号
 氏名又は名称 東海設備株式会社
 住 所 (新) 横浜市西区平沼1丁目39番3
 号 三石ヨコハマビル801
 (旧) 静岡県焼津市八楠2丁目30番
 1号

代表者氏名 千頭和 裕生
 変更年月日 平成31年3月23日

川崎市上下水道局告示第25号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
 10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
 け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止
 を行いましたので告示します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

指定番号 第1557号

氏名又は名称 株式会社アシスト

住 所 横浜市神奈川区反町1-5-12-3G

代表者氏名 高橋 俊一

廃止年月日 平成31年2月28日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第27号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中部・北部サービスセンター管内水道料金等徴収に係る業務委託
	履行場所	川崎市高津区、宮前区、多摩区、麻生区及び川崎市上下水道局の指定する場所
	履行期限	契約の日から平成36年12月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されている者。</p> <p>(4) 社員、検針員及び集金員ほか、本業務に従事する全ての者を対象とした就業規則を有すること。 なお、検算業務に従事する社員は、検算業務の業務実績を3年以上有し、 また、集金業務に従事する社員は、集金業務の業務実績を2年以上有する者を配置すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティマネジメントシステムの認証、プライバシーマークの付与認定又は同等の認証（JISQ15001、IS027001、ISMS等）を取得していること。</p> <p>(6) 平成21年4月1日以降に年間検針件数が125万件以上の水道事業体において、水道メーター検針業務の契約実績を有すること。</p> <p>(7) 平成21年4月1日以降に年間検針件数が125万件以上の水道事業体において、水道料金集金業務（訪問集金等、給水停止事実行為の全ての業務を含む）の契約実績を有し、公告日時点で当該業務を継続して2年以上履行した実績を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成31年5月29日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市上下水道局サービス推進部営業課業務委託総合評価一般競争入札実施要綱に基づき、総合評価落札方式を採用した総合評価一般競争入札により行います。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準については「総合評価落札方式の評価方法」、落札者の決定方法、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定及び参加資格の審査等」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	南部サービスセンター管内水道料金等徴収に係る業務委託
	履行場所	川崎市川崎区、幸区、中原区及び川崎市上下水道局の指定する場所
	履行期限	契約の日から平成36年12月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されている者。</p> <p>(4) 社員、検針員及び集金員ほか、本業務に従事する全ての者を対象とした就業規則を有すること。 なお、検算業務に従事する社員は、検算業務の業務実績を3年以上有し、 また、集金業務に従事する社員は、集金業務の業務実績を2年以上有する者を配置すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティマネジメントシステムの認証、プライバシーマークの付与認定又は同等の認証（JISQ15001、IS027001、ISMS等）を取得していること。</p> <p>(6) 平成21年4月1日以降に年間検針件数が100万件以上の水道事業体において、水道メーター検針業務の契約実績を有すること。</p>	

参加資格	(7) 平成21年4月1日以降に年間検針件数が100万件以上の水道事業体において、水道料金集金業務（訪問集金等、給水停止事実行為の全ての業務を含む）の契約実績を有し、公告日時点で当該業務を継続して2年以上履行した実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成31年5月29日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市上下水道局サービス推進部営業課業務委託総合評価一般競争入札実施要綱に基づき、総合評価落札方式を採用した総合評価一般競争入札により行います。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準については「総合評価落札方式の評価方法」、落札者の決定方法、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定及び参加資格の審査等」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	平成31年度 第1配水工事事務所用地ほか43箇所 植樹管理業務委託
	履行場所	川崎市中原区上平間1183（第1配水工事事務所用地）ほか43箇所
	履行期限	契約の日から平成32年3月19日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 一般廃棄物収集運搬許可を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成31年度 黒川分水井ほか14箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川1635 (黒川分水井内) ほか14箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成32年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 一般廃棄物収集運搬許可を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平成31年度 鷺沼配水所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1 (鷺沼配水所内)
	履 行 期 限	契約の日から平成32年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 一般廃棄物収集運搬許可を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	平成31年度 生田浄水場ほか6箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内) ほか6箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月6日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。</p> <p>(6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 一般廃棄物収集運搬許可を有していること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	上水配水管・流量計更新及び工水2号送水管人孔T字管補強に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自：川崎区貝塚1-4-18先至：川崎区大島上町20-13先 ほか4件
	履 行 期 限	契約の日から平成31年12月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	平成31年度 工業用水道 差圧式流量計設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区池上町2-1 (JFEスチール(株)池上工場内) ほか4箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降に、国・地方公共団体等が発注した、差圧式流量計保守点検に係る業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	自家発電設備調査検討業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場) ほか9箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 業務責任者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。 また、照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)の資格を有する者を配置すること。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月16日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第28号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	生田浄水場 場内作業水切替工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から平成31年12月24日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定) ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」【「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書(第3号様式)」【平成28年6月1日版】】を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」【「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書(第3号様式)」【平成28年6月1日版】】を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月20日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成31年度 潮見台配水所ほか31箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台 4 番 1 号 (潮見台配水所内) ほか31箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成32年 2 月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。</p> <p>(6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 一般廃棄物収集運搬許可を有していること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年 5 月23日 午後 2 時30分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	黒川配水池・千代ヶ丘配水塔送水連絡管整備等に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自：麻生区黒川321-6 先 至：麻生区千代ヶ丘 8-23-12 先ほか 1 件
	履 行 期 限	契約の日から平成31年12月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に 3 箇月以上の雇用関係 (在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。) があることが必要です。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>(5) 平成15年 4 月 1 日以降において、水道事業体における口径400mm以上の送・配水管新設または布設替の設計業務について履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年 5 月23日 午後 2 時30分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	東百合丘4丁目500mm-100mm配水管布設替に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自：多摩区長沢4-37-14先 至：麻生区東百合丘4-7-17先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年12月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>(5) 平成15年4月1日以降において、水道事業体における口径400mm以上の送・配水管新設または布設替の設計業務について履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月23日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	黒川高区配水池耐震補強に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川1643番地（黒川高区配水池内）
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月17日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」並びに業種「建築設計」、種目「意匠設計」及び「構造設計」の全てに記載されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した、水道施設（浄水場、着水井、配水池等の基幹構造物）の耐震補強に係る詳細（実施）設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者について、次の要件を全て満たすこと。なお、業務責任者と照査技術者の兼任はできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。 ア 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士（上水道及び工業用水道）又は総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置できること。 イ 業務責任者又は照査技術者のいずれか1名は、上記(4)の業務に携わった経験を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成31年5月23日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第30号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮内3丁目300mm—75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区宮内3-24-15先 至：中原区宮内4-27-1先 ほか2件
	履 行 期 限	契約の日から260日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成31年5月27日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	大師臨港2号下水幹線その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜4丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から210日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成31年5月27日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第31号

川崎市水道100年史編さん等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

平成31年4月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名

川崎市水道100年史編さん等業務委託

(2) 主な業務の概要

ア 既刊「川崎市水道史」「川崎市水道65年史」「川崎市水道80年史」のリライト（圧縮）原稿の作成
イ 「川崎市水道100年史」に係る執筆
ウ 「川崎市水道100年史」に係る印刷・製本
エ 「川崎市水道100年史」に係る概要版の作成

(3) 委託期間

契約締結日から平成33年11月30日（火）まで

2 技術提案書の提出者の資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）第2条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (2) 契約規程第2条又は第3条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成31年・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他業務」、種目「印刷物デザイン」に登録されていること。
- (5) 平成21年4月1日以降に業務が完了した、文章を中心とする400頁以上の年史、社史等（写真中心で構成された記念史を除く。）の元請人としての製作実績（執筆作業及びリライトの実績、内容の正誤や適否の確認作業の実績を含む。）がある者であること。
- (6) 本件業務を遂行するに当たって、類似の業務の経験、実績を有する従事者の配置が可能な者であること。

3 提案者を特定するための評価項目

- (1) 目次案の構成
- (2) 要約作業
- (3) 執筆作業
- (4) 概要版の構成
- (5) 取組意欲・理解度
- (6) 同種業務実績
- (7) 業務実施体制
- (8) 業務の進め方の考え
- (9) 見積金額

(10) その他の提案

4 担当部局

川崎市上下水道局サービス推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（第2庁舎2階）

電 話 044-200-3149（直通）

F A X 044-200-3996

電子メールアドレス 80suisin@city.kawasaki.jp

5 応募書類等の配布

(1) 配布期間

平成31年4月23日（火）から平成31年5月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

4と同じ

6 プロポーザル参加意向申出書等の提出

(1) 受付期間

平成31年4月23日（火）から平成31年5月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

4と同じ

(3) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書及び同種業務実績調査書

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）

7 技術提案書等の提出

(1) 受付期間

平成31年5月31日（金）から平成31年6月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

4と同じ

(3) 提出書類

技術提案書ほか

(4) 提出方法

4に持参

8 受託適格者特定方法

提案者の中から提出書類及びヒアリングの内容に基づき、企画内容や実施能力等を総合的に審査し、受託適格者を特定します。

9 ヒアリングの実施予定日

平成31年7月4日（木）

10 このプロポーザル手続及び契約に使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 業務規模概算額
30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を最高価格とし、請負金額についても提案事項の一つとします。
- 13 その他
 - (1) 技術提案書作成等に係る費用負担
技術提案書等の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
 - (2) 詳細事項
詳細については、別に配布する「川崎市水道100年史編さん等業務委託仕様書」及び「川崎市水道100年史編さん等業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受託者公募要項」を参照してください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第1号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 調達の名称及び数量

- (1) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t
（単価契約） 約2,431 t
- (2) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t（単価契約）
約812 t
- (3) 水道用粉末活性炭（ドライ炭） 1 kg（単価契約）
約170,000kg
- (4) 高分子凝集剤 1 t（単価契約）（下水）
約105 t
- (5) 次亜塩素酸ナトリウム 1 t（単価契約）（下水）
約2,298 t
- (6) ポリ塩化アルミニウム 1 t（単価契約）（下水）
約4,590 t
- (7) デジタル水道メーター（新品） 20mm 24,000個
- (8) デジタル水道メーター（修理品） 20mm 33,600個

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

- (1) 1(1)～(6)

平成31年3月8日

- (2) 1(7)～(8)

平成31年3月7日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1(1)
協栄産業 株式会社 神奈川支店
支店長 杉山 公之
川崎市麻生区王禅寺東二丁目33番8号
- (2) 1(2)及び(3)
株式会社 泰山堂
代表取締役 金成 敏史
川崎市川崎区駅前本町15番地1
- (3) 1(4)
大成クリーン 株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号
- (4) 1(5)
葵薬品産業 株式会社
代表取締役 間瀬 良夫
川崎市川崎区本町1丁目5番地15
タウンビル1階
- (5) 1(6)
大和化成 株式会社 横浜営業所
所長 宮永 勝美
横浜市神奈川区台町2丁目5番地
ネオマイム横浜台町1102号
- (6) 1(7)及び(8)
柏原計器工業株式会社 関東営業部神奈川営業所
所長 鹿島 康弘
横浜市青葉区あざみ野2丁目2番地4

5 落札金額

- (1) 1(1)
31,700円
- (2) 1(2)
54,000円
- (3) 1(3)
245円
- (4) 1(4)
697,000円
- (5) 1(5)
41,500円
- (6) 1(6)
19,400円
- (7) 1(7)
59,280,000円

(8) 1(8)
33,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日

(1) 1(1)~(8)
平成31年1月25日

川崎市上下水道局公告(調達)第2号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 調達の名称

- (1) 上下水道料金等業務システム再構築業務委託
- (2) 平成31年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その1委託(単価契約)
- (3) 平成31年度入江崎総合スラッジセンター焼却灰等再利用運搬処分業務委託(単価契約)
- (4) 平成31年度 給配水情報管理システムデータ修正業務委託(単価契約)
- (5) 上下水道料金等業務システム再構築に伴う監理支援業務委託
- (6) 平成31年度川崎市上下水道局IDC業務委託
- (7) 平成31年度水道料金業務等オンラインシステム運用保守業務委託
- (8) 平成31年度川崎市上下水道局情報管理業務委託

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

- (1) 平成31年3月14日
- (2) 平成31年3月6日
- (3) 平成31年3月28日
- (4) 平成31年3月27日
- (5) 平成31年3月18日
- (6) 平成31年3月22日
- (7) 平成31年3月22日
- (8) 平成31年3月22日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) ヴェオリア・ジェネッツ 株式会社
代表取締役 深澤 貴
東京都港区海岸三丁目20番20号
ヨコソーレインボータワー
- (2) ジーク・キヨスミ・エコス 共同企業体

代表取締役社長 吉田 徹
山形県米沢市大字板谷315番地

(3) デイシイ・イチコー 共同企業体
取締役 山岸 信幸
川崎市川崎区浅野町1番1号

(4) 株式会社 ジオプラン・ナムテック
代表取締役 西澤 常彦
東京都品川区上大崎3丁目1-1
目黒セントラルスクエア15F

(5) アビームコンサルティング 株式会社
代表取締役社長 岩澤 俊典
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

(6) 富士通 株式会社 川崎支店
支店長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

(7) 日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 木下 孝彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

(8) 日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 木下 孝彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

- (1) 749,175,000円
- (2) 88,000円
- (3) 21,000円
- (4) 291,576円
- (5) 88,880,000円
- (6) 55,552,068円
- (7) 71,989,050円
- (8) 51,170,050円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札
- (4) 一般競争入札
- (5) 随意契約
- (6) 随意契約
- (7) 随意契約
- (8) 随意契約

7 入札の公告を行った日又は随意契約の理由

- (1) 平成30年12月10日
- (2) 平成31年1月10日

- (3) 平成31年2月12日
- (4) 平成31年2月12日
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号の規定による。
- (6) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号の規定による。
- (7) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号の規定による。
- (8) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号の規定による。

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のとおり改める。

第1号様式 (第11条関係)

届出年月日		局 部		課 種 (種別)		扶 養 親 除 等 異 動 申 告 連 絡 票 (性 別)		届 出 事 由		所 属 欄		給与担当課					
年	月	日	フリガナ	氏名	フリガナ	氏名	性	別	事由発生年月日	受理年月日	押	印	押	印			
給与支払コード	職	員	コード	フリガナ	氏名	印	男	女	本人の住所								
扶養親族の氏名		性別	配偶者	続柄	生年月日	同居別居	扶養手当		届出事由	有・無	種	類	年間金額	税	控	除	認
フリガナ					・	同	受ける			有				す	・		可
氏名					・	別	受けない			無				しない	・		年分
フリガナ					・	同	受ける			有				す	・		可
氏名					・	別	受けない			無				しない	・		年分
フリガナ					・	同	受ける			有				す	・		可
氏名					・	別	受けない			無				しない	・		年分
フリガナ					・	同	受ける			有				す	・		可
氏名					・	別	受けない			無				しない	・		年分
フリガナ					・	同	受ける			有				す	・		可
氏名					・	別	受けない			無				しない	・		年分

備考

上記記入の扶養親族の種類を有する場合は、当該配偶者について記入すること。	収入種	年間金額
	有・無	
同居の家族の中に、本市職員がいる場合は、当該職員を記入すること。	氏名	続柄
	氏名	続柄

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

注 大線内は記入しないこと。

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 4月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式

押 印 欄

育 児 休 業 等 計 画 書

(あて先)交 通 局 長

年 月 日

所 属

職名・氏名 _____ 印

職 種 _____ 職員コード _____

川崎市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

請 求 の 別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
請求に係る子		
子 の 氏 名		生年月日 年 月 日生
請求者の計画		
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
備 考		

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求者の請求期間には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程

川崎市交通局公印規程（平成4年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式 (第9条関係)

所管課	→	庶務課
押 印 欄		押 印 欄

印 影 印 刷 申 請 書

川 第 号
年 月 日

庶務課長 様

申請者

印影印刷について、川崎市交通局公印規程第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
使用開始年月日	
印影印刷をする理由	
管 理 方 法	
年 間 印 刷 枚 数	
印 刷 方 法	

※文書の写しを一部添付してください

第3号様式 (第9条関係)

印 影 印 刷 承 認 書

川交庶第 号
年 月 日

課長 様

庶務課長

年 月 日付け 川 第 号で申請がありました印影印刷について
次のとおり承認します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
使用開始年月日	
印影印刷をする理由	
管 理 方 法	
年 間 印 刷 枚 数	
印 刷 方 法	

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式 (第9条関係)

所管課	→	庶務課
押 印 欄		押 印 欄

印 影 印 刷 廃 止 申 請 書

川 第 号
年 月 日

庶務課長 様

申請者

印影印刷の廃止について、川崎市交通局公印規程第9条第7項に基づき、次のとおり申請します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
廃 止 年 月 日	
印影印刷を廃止する 理 由	
管 理 方 法	
年 間 印 刷 枚 数	
印 刷 方 法	

※文書の写しを一部添付してください

第6号様式 (第10条関係)

所管課	→	庶務課
押 印 欄		押 印 欄

電 子 印 影 使 用 ・ 変 更 申 請 書

川 第 号
年 月 日

庶務課長 様

申請者

印影印刷について、川崎市交通局公印規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
使用開始年月日	
電子印影を使用又は承諾する理由	
管 理 方 法	
年 間 使 用 枚 数	
偽造等の防止措置	

※文書の写しを一部添付してください

第7号様式 (第10条関係)

電 子 印 影 使 用 ・ 変 更 承 認 書

川交庶第 号
年 月 日

課長 様

庶務課長

年 月 日付け 川 第 号で申請がありました電子印影の使用
(変更)について次のとおり承認します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
使 用 開 始 年 月 日	
電 子 印 影 を 使 用 又 は 承 諾 す る 理 由	
管 理 方 法	
年 間 使 用 枚 数	
偽 造 等 の 防 止 措 置	

第8号様式 (第10条関係)

所管課

→

庶務課

押 印 欄	押 印 欄
-------	-------

電 子 印 影 廃 止 申 請 書

川 第 号

年 月 日

庶務課長 様

申請者

電子印影の廃止について、川崎市交通局公印規程第10条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

文 書 名	
所 管 課	
公 印 名	
業 務 内 容	
廃 止 年 月 日	
消 去 年 月 日	
電子印影を廃止する理由	
管 理 方 法	
年 間 印 刷 枚 数	
印 刷 方 法	

※文書の写しを一部添付してください

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程

川崎市交通局広告取次人規程（平成28年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

川崎市交通局広告取次人指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

会社所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

川崎市交通局広告取次人規程第3条第1項の指定を受けたいので申請します。

_____ のため指定しない。

次の条件で指定する。

- 1 川崎市交通局広告取次人規程及び川崎市交通局広告取扱規程の規定に違反しないこと。
- 2 誓約書の各事項を厳守すること。
- 3 指定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとすること。

川崎市交通局長 _____ 印

第2号様式 (第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

会社所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

川崎市交通局広告取次人規程第3条第1項の指定を受けたことについて、
次の事項を誓約します。

- 1 川崎市交通局長との間で締結する契約の内容を遵守します。
- 2 広告業務に関して川崎市交通局の指示に従います。
- 3 川崎市交通局又は第三者に損害を及ぼすようなことはしません。
- 4 広告業務に誠実に取り組み、信頼関係を損なう行為はしません。
- 5 上記の各項目に違反した場合は、広告取次人の指定を取り消されても
異議は申し立てません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第18号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年 4月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9

川崎御幸ビル 7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前 8時30分から正午までと、午後 1時から午後 5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第 2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交

付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は 1(1)の照会窓口に戻し、併せて 1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9 川崎御幸ビル 7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院電算用無停電電源設備改修工事設計業務委託
	履行場所	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
	履行期間	契約締結日から平成32年1月30日まで
現場説明会	名簿の登録	業種 「設備設計」 種目 「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。 ○ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有する者(業務経験5年以上)、若しくは本設計と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のあるもの(業務経験10年以上)
最低制限価格	平成31年4月25日から平成31年5月13日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成31年5月21日 午前 10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

川崎市病院局公告第19号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、

縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格

の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するICU部門システムのハードウェア更新の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	平成31年4月25日から平成31年5月13日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成31年5月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するロボティックマットレスの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	平成31年4月25日から平成31年5月13日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成31年5月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 役務の名称

- (1) 川崎病院総合医療情報システム保守業務委託
- (2) 井田病院総合医療情報システム保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 平成31年4月1日
- (2) 平成31年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 富士通 株式会社 川崎支店
支店長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- (2) 富士通 株式会社 川崎支店
支店長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

5 契約金額

- (1) 70,748,402円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (2) 63,064,330円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市病院局公告(調達)第2号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年5月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
川崎市立川崎病院で使用する電気の調達
約8,851,000キロワット時
- (2) 納入場所
川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)
- (3) 履行期間
令和元年7月1日から令和2年6月30日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結

(5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る令和2年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は令和2年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年5月17日(金)までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和元年5月17日(金)までに行ってください。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
病院局経営企画室契約担当(担当:佐藤)
電話(直通) 044-200-3857
- (2) 配布・提出期間
令和元年5月10日(金)から令和元年5月17日(金)までの下記の時間
午前8時30分から正午までと午後1時から午後5

時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、令和元年5月10日(金)から令和元年5月17日(金)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年6月5日(水) 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年6月3日(月) 必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 8,851,000kWh to use at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. June, 5, 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

June, 3, 2019

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau

Kawasakimiyuki bldg 7F

1-8-9, Isago, Kawasaki

Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN

Tel 044-200-3857(Direct-in)

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第12号

局内一般

消 防 署

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 4月23日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令

川崎市消防通信規程（平成15年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

押印欄

「

押 印 欄

」

を

「

指 令 課 押 印 欄

」

に改める。

第2号様式中

「

押 印 欄

」

を

「

指 令 課 押 印 欄

」

に、

「

故障発生日時 平成 年 月 日

」

を

「

故障発生日時 年 月 日

」

に、

「

受付日時 平成 年 月 日 担当

」

を
「

受付日時	年	月	日	担当
------	---	---	---	----

」

に、
「

修理依頼	平成	年	月	日	担当
------	----	---	---	---	----

」

を
「

修理依頼	年	月	日	担当
------	---	---	---	----

」

に、
「

修理完了	平成	年	月	日	担当
------	----	---	---	---	----

」

を
「

修理完了	年	月	日	担当
------	---	---	---	----

」

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第15号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成31年 4月16日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 平成31年 4月23日 (火) 14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第7会議室

3 議 事

議案第2号 平成32年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

議案第3号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

議案第4号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

議案第5号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

4 請願審議

請願第2号

(平成30年度) 2020年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願

5 その他報告等

教 育 委 員 会 告 告

川崎市教育委員会公告第1号

平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を次のとおり制定します。

平成31年 4月25日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成32年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者 (以下「志願者」という。) は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年川崎市教育委員会規則第7号) に定める通学区域 (以下「学区」という。) の要件を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程 (以下「中学校」という。) を卒業又は修了した者

(2) 中学校を平成32年 3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第95条各号のいずれかに該当する者

(4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成32年 3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長 (以下「教育長」という。) が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の 区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一般募集	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成32年 1月28日(火)から 1月30日(木)まで	平成32年 3月3日(火) 及び3月4日(水)
	定時制の課程 (二部制を除く。)		

6 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあつては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、及び定時制の課程(二部制)にあつては、同じ高等学校の他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、平成32年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科又は定時制の課程(二部制)をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成32年 2月4日(火)から 2月6日(木)まで	平成32年 3月5日(木)及び 3月6日(金)
定時制の課程 (二部制を除く。)		

8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の

高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査(実技検査又は自己表現検査)とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者(平成32年4月1日現在)については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

(2) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(3) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の 期日	面 接	特色検査
全日制の課程 定時制の課程	平成32年 2月14日(金)	平成32年 2月17日(月) 及び 2月18日(火)	平成32年 2月14日(金) から 2月18日(火) まで
	合格発表の期日		
	平成32年2月28日(金)		

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の 期日	面 接	特色検査
定時制の課程 (二部制を除く)	平成32年 3月12日(木)	平成32年 3月12日(木) 及び 3月13日(金)	平成32年 3月12日(木) 及び 3月13日(金)
	合格発表の期日		
	平成32年3月18日(水)		

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成32年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程定時制の課程(二部制)	平成32年3月3日(火)及び3月4日(水)
	定時制の課程(二部制を除く。)	平成32年3月19日(木)及び3月23日(月)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志願変更期間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成32年3月5日(木)及び3月6日(金)
	定時制の課程 (二部制を除く。)	平成32年3月24日(火)

(4) 学力検査の内容

① 全日制の課程及び定時制の課程(二部制)については、国語、数学、外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。

② 定時制の課程(二部制を除く。)については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査 の期日	面接の 期日	合格発表 の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程定時制の課程(二部制)	平成32年3月10日(火)	同 左	平成32年3月17日(火)
	定時制の課程(二部制を除く。)		平成32年3月25日(水)	平成32年3月27日(金)

12 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

監 査 告 示

川崎市監査告示第1号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人小林篤史の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成31年4月25日

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

氏 名	住 所	補助させる期間
井出 潔	東京都杉並区高円寺南 3-18-2	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
本司 敬宏	東京都中央区新川 2-5-1-306	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
畑 秀信	東京都多摩市鶴牧 2-26-1-207	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
小川 将史	千葉県市川市行徳駅前 1-27-20-503	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
宇田川大貴	東京都足立区中川 4-37-17-606	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
長谷部晃平	神奈川県横浜市鶴見区 下末吉5-32-22	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
柴田 俊明	東京都港区高輪 3-10-30-215	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
湯浅 大介	埼玉県草加市谷塚町 1336-1-216	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで
川口 朋秀	東京都台東区東上野 3-35-5-901	平成31年5月7日から 平成32年3月31日まで

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月18日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

生 年 月 日
明・大・昭・平 ・ . .
明・大・昭・平 ・ . .
明・大・昭・平 ・ . .
明・大・昭・平 ・ . .

」

を

「

生 年 月 日
・ . .
・ . .
・ . .
・ . .
・ . .

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月18日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則（平成3年川崎市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第2号

平成31年度川崎市職員（大学卒程度・薬剤師・獣医師・保健師）採用試験の実施について

平成31年度川崎市職員（大学卒程度・薬剤師・獣医師・保健師）採用試験を次のとおり行います。

平成31年 4月17日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



KAWASAKI CITY

平成31(2019)年度 川崎市職員採用試験受験案内 (大学卒程度等)

《大学卒程度》行政事務・社会福祉・心理・学校事務
土木・電気・機械・造園・建築・化学・消防士
《資格免許職》薬剤師・獣医師・保健師

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	4月17日(水) 午前9時～5月16日(木) 午後5時(受信有効) ※ 4月30日から5月1日まで、改元に伴うシステムメンテナンスのため、電子申請システムの一時休止が見込まれます。電子申請システムの一時休止については、川崎市ホームページ「システムメンテナンス情報」で公開予定です。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	5月30日(木)(予定)
第1次試験日	平成31(2019)年6月23日(日) 【総合筆記試験(消防士は教養試験)】 ※ 総合筆記試験(教養試験)のほか、面談試験(消防士以外)、体力検査(消防士のみ)を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。 ※ 面談試験、体力検査は、総合筆記試験(消防士以外)、又は教養試験(消防士のみ)で一定以上の成績の方を対象に実施します。(対象者の発表予定日:7月1日(月))
第1次合格発表日	7月22日(月) 午前10時頃(予定)
第2次試験日	7月26日(金)～8月17日(土)(予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	8月22日(木) 午前10時頃(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
大 学 卒 程 度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。	115名程度
	社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	25名程度
	心理	主に、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター、区役所地域みまもり支援センター等で、相談支援、心理検査、心理判定、地域の子どもに関する心理的支援など心理の専門業務に従事します。	5名程度
	学校事務	市立小学校・中学校・特別支援学校等で、庶務、財務、文書管理などの学校事務業務に従事します。	20名程度
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工管理や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	10名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、まちづくり局、港湾局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	10名程度
	機械	主に、環境局、上下水道局、まちづくり局、港湾局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	5名程度
	造園	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター等で、公園、緑地、特別緑地保全地区などの維持管理、調査計画、設計積算、施工管理や都市計画の策定、開発行為の審査指導及び協働型事業の推進など、造園の専門業務に従事します。	若干名
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	10名程度
	化学	主に、環境局、上下水道局等で、大気汚染や水質汚濁防止などの公害対策、環境保全のための許認可・指導・調査研究、地球温暖化対策などの環境施策の企画実施、上下水処理等の水質管理・水質検査・水質指導、水処理技術の調査研究など、化学の専門業務に従事します。	若干名
消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	30名程度	
薬剤師	主に、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境・医事業の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務や、市立病院での調剤・服薬指導など薬剤師の専門業務に従事します。	若干名	
獣医師	主に、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務、動物の愛護管理や、夢見ヶ崎動物公園での診療飼育など獣医師の専門業務に従事します。	若干名	
保健師	主に、区役所地域みまもり支援センター等で、担当地区における健康な地域づくりに向けた活動の支援や、母子・高齢者・障害者等の保健福祉に関する相談支援、感染症対策など、保健師の専門業務に従事します。	5名程度	

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1)年齢等

行政事務 社会福祉 心理 学校事務 土木 電気 機械 造 建 化 消 防 士	次のいずれかに該当する人 (1) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 (2) 平成10年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成32(2020)年3月までに卒業見込の人 ②川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人 ※消防士については、日本国籍を有する人
薬剤師 獣医師 保健師	昭和60年4月2日以降に生まれた人

(2)資格【社会福祉・心理】・身体的条件【消防士】・免許【薬剤師・獣医師・保健師】

社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成32(2020)年3月までに取得見込の人 ●社会福祉主事の任用資格を有するには次のいずれかを満たすことを要します。 ① 学校教育法に基づく大学において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。 ※指定科目についてはホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。 ② 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。 ③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。
心理	心理判定員の任用資格を有する人又は平成32(2020)年3月までに取得見込の人 ●心理判定員の任用資格を有する主な要件は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専攻する学科を修めて卒業することです。
消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
薬剤師 獣医師 保健師	それぞれの免許を有する人又は平成32(2020)年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人

(注)

- 1 社会福祉、心理の受験者は、任用資格を確認できる書類を第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。
- 2 薬剤師、獣医師、保健師の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込の方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 成年被後見人、被保佐人(※)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
※ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】			
消防士以外	【総合筆記試験】 6月23日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。)	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 市立川崎高校 (川崎市川崎区中島3-3-1) 市立川崎総合科学高校 (川崎市幸区小向仲野町5-1) 市立橘高校 (川崎市中原区中丸子562) 法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) 市立高津高校※上履き持参 (川崎市高津区久本3-11-1)	7月1日(月) 午前10時頃(予定) 【消防士以外:面談試験対象者】 【消防士:体力検査対象者】
消防士	【教養試験】 6月23日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)		
面談試験【消防士以外】・体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
消防士以外	【面談試験】 7月8日(月)~7月12日(金)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	7月22日(月) 午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】
消防士	【体力検査】 7月11日(木)(予定)	とどろきアリーナ (川崎市中原区等々力1-3)	

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】			
行政事務	7月29日(月)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 川崎商工会議所 (川崎市川崎区駅前本町11-2) 川崎フロンティアビル)	
学校事務			
消防士			
身体検査【消防士】			
消防士	7月29日(月)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
面接試験【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 7月26日(金)~8月17日(土)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	8月22日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載されます。
- 面談試験(消防士以外)・体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 面談試験の対象者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)面接試験当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、面談対象者発表の通知に同封いたしますので、7月3日(水)までに面談対象者発表の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。)。また、消防士の第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)第2次試験小論文試験・身体検査当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、消防士は第1次試験体力検査当日に配布いたします。)。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 社会福祉、心理、薬剤師、獣医師、保健師の面談試験対象者には、資格・免許取得(見込)に関する書類(資格証明書・免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は面談対象者発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】	
消防士以外	<p>【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は大学卒業程度のものであります。</p> <p>≪知能系(20問程度):各試験区分共通≫</p> <p>出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈</p> <p>≪知識系(40問程度):試験区分ごとに出题分野が異なります。≫</p> <p>出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照</p>
消防士	<p>【教養試験】<択一式 40問 120分> ※出題の程度は大学卒業程度のものであります。</p> <p>文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈、法律(憲法)、政治、経済、社会事情</p>
面談試験【消防士以外】	
消防士以外	<p>机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p> <p style="text-align: right;"><20分程度></p>
体力検査【消防士】	
消防士	<p>消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。</p>

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
行政事務 学校事務	法律(憲法・民法・行政法)、政治、経済、社会事情、財政
社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む。)、造園関連基礎
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
獣医師	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	<p>【集団討論】<30分程度></p> <p>行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。</p> <p>【個別面接】<30分程度></p> <p>個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p>
小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】	
行政事務 学校事務 消防士	<p>一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。</p> <p style="text-align: right;"><1,000字以上、1,200字以内 80分></p>
身体検査【消防士】	
消防士	<p>消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。</p>

(注)

総合筆記試験・教養試験の問題例、小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師、獣医師、保健師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成32(2020)年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、平成32(2020)年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込の人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

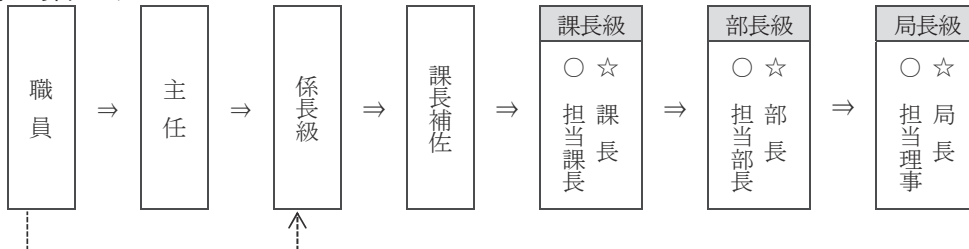
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
心理	障害児(者)の専門的相談・指導・助言	
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
造園	公園、緑地等の維持管理 公共施設の緑化	都市計画事業の決定
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可
化学	水道水の水質管理 検査、調査研究	産業廃棄物等の監視、規制
薬剤師	市立病院の調剤 検査、調査研究	薬局、医薬品販売業者の監視
獣医師	動物の飼育 検査、調査研究	食品衛生、環境衛生の監視

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
下記以外の区分	205,204 円 (大学院修士課程修了者は、222,604 円)	① 初任給については、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後(大学卒程度各区分)又は免許取得後(薬剤師・獣医師・保健師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 23,900 円)等の諸手当が支給されます。
消 防 士	222,604 円 (大学院修士課程修了者は、240,004 円)	
薬 剤 師 獣 医 師	222,604 円	
保 健 師	218,196 円 (大学院修士課程修了者は、235,596 円)	

(注) 薬剤師区分の初任給は、6年制大学卒の場合です。4年制大学卒の場合は、205,204 円です。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間 1 時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成 31(2019)年 4 月 1 日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手続き方法
第 1 次試験 不合格者	第 1 次試験の総合順位及び総合得点 <参考> 第 1 次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から 1 箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82 円切手*を貼り、宛先を明記した定型封筒) ※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。 事前に郵便料金を御確認の上、送付してください。
第 2 次試験 不合格者	第 2 次試験の総合順位及び総合得点 (第 1 次及び第 2 次試験の合算) <参考> 第 2 次試験配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成 31(2019)年 10 月上旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

<p>申込受付期間</p>	<p>4月17日(水) 午前9時 ~ 5月16日(木) 午後5時 (受信有効) ※4月30日から5月1日まで、改元に伴うシステムメンテナンスのため、電子申請システムの一時休止が見込まれます。電子申請システムの一時休止については、川崎市ホームページ「システムメンテナンス情報」で公開予定です。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限内に余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報等は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。</p>
<p>申 込 手 順</p>	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問い合わせください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(大学卒業程度等)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 →申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
<p>申込整理票と受験票の印刷</p>	<p>5月30日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(平成30年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格 者数(人)	競争 倍率(倍)
行政事務	100	1,450	1,004	538	—	367	161	6.2
社会福祉	10	77	53	43	—	35	18	2.9
心 理	若干名	40	32	24	—	18	4	8.0
学校事務	10	77	52	32	—	24	15	3.5
土 木	15	73	49	36	—	30	15	3.3
電 気	5	44	29	23	—	17	9	3.2
機 械	若干名	27	11	8	—	7	4	2.8
造 園	若干名	19	13	10	—	9	2	6.5
建 築	5	32	18	15	—	14	9	2.0
化 学	若干名	33	21	14	—	12	2	10.5
消 防 士	20	277	199	—	73	64	31	6.4
薬 剤 師	若干名	36	17	14	—	12	4	4.3
獣 医 師	若干名	29	21	17	—	11	2	10.5
保 健 師	10	54	36	31	—	25	8	4.5

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第7号

平成31年第2回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

平成31年4月24日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

- 1 開催日時 平成31年6月10日(月) 午後2時
- 2 開催場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎18階大会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - (1) 川崎市職員共済組合平成30年度決算の承認について
 - (2) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第46号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	5期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	7期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	9期以降		計3件
平成31年度	国民健康保険料	過随4月		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第47号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第48号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期以降		計6件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第49号

次の介護保険料に係る平成31年度納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月16日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期分以降		計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第50号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月27日(第4期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月27日(第5期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月27日(第6期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月27日(第7期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月27日(第8期)	計10件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日(第9期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日(第10期)	計53件
平成30年度	国民健康保険料	過随1月	平成31年4月27日(過随1月)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第9期	平成31年4月27日(第9期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第52号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随10月	平成31年4月27日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日	計66件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第53号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日(第9期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日(第10期)	計21件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第54号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第11期	令和元年5月1日 (第11期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第12期	令和元年5月1日 (第12期分)	計29件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第13号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年4月27日 (第3期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月27日 (第4期分)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月27日 (第5期分)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月27日 (第6期分)	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月27日 (第7期分)	計9件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月27日 (第8期分)	計10件

平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日 (第9期分)	計16件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日 (第10期分)	計41件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第2期	平成31年5月1日 (第2期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第3期	平成31年5月1日 (第3期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第4期	平成31年5月1日 (第4期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第5期	平成31年5月1日 (第5期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成31年5月1日 (第6期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第7期	平成31年5月1日 (第7期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第8期	平成31年5月1日 (第8期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第9期	平成31年5月1日 (第9期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第10期	平成31年5月1日 (第10期分)	計2件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第21号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方

税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 4月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	2月過 随期分	平成31年 4月27日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第 9 期	平成31年 4月27日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第10期	平成31年 4月27日	計 1 件
平成 30年度	介護保険料	第11期	平成31年 4月27日	計 2 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第22号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用
する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規
定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 4月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 5 期	平成31年 4月27日	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 6 期	平成31年 4月27日	計 3 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 7 期	平成31年 4月27日	計 4 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 8 期	平成31年 4月27日	計13件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 9 期	平成31年 4月27日	計72件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第23号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及
び事業所が不明のため送達することができないので、高
齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 4月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 8 期	平成31年 4月27日	計 2 件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第20号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送
達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所
が不明のため送達することができないので、国民健康保
険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 4月18日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	平成31年 4月27日 (第10期分)	計61件

*別紙省略

川崎市高津区公告第21号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
（平成 9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地
方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 4月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第11期分	平成31年 5月 1日 (第11期分)	計 3件
平成 30年度	介護 保険料	第12期分	平成31年 5月 1日 (第12期分)	計29件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第20号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 4月18日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 7期	平成31年 4月27日 (第 7期分)	計 1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 8期	平成31年 4月27日 (第 8期分)	計 1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 9期	平成31年 4月27日 (第 9期分)	計 2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第21号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 4月18日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 1期	平成31年 4月27日	計 1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 4期	平成31年 4月27日	計 1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 5期	平成31年 4月27日	計 2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 6期	平成31年 4月27日	計 3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 7期	平成31年 4月27日	計 3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 8期	平成31年 4月27日	計 4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 9期	平成31年 4月27日	計 4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	平成31年 4月27日	計27件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第22号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 4月19日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	過 年 12月	平成31年 4月27日 (過 年 12月分)	計 1件
平成 30年度	介護保険料	第10期	平成31年 4月27日 (第10期分)	計 1件
平成 30年度	介護保険料	第11期	平成31年 4月27日 (第11期分)	計 1件
平成 30年度	介護保険料	第12期	平成31年 4月27日 (第12期分)	計11件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第27号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月17日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
平成30年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第28号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月18日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成31年4月27日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成31年4月27日(第2期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成31年4月27日(第3期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月27日(第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月27日(第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月27日(第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月27日(第7期分)	計1件

平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月27日(第8期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日(第9期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日(第10期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成31年4月27日(第1期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成31年4月27日(第2期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年4月27日(第3期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月27日(第4期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月27日(第5期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月27日(第6期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月27日(第7期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月27日(第8期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月27日(第9期分)	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成31年4月27日(第10期分)	計58件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第29号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年4月19日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第11期	平成31年5月8日	8件

(別紙省略)

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号

平成31年6月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のおりとします。

平成31年4月24日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 佐藤 康夫

登録を行う日平成31年6月3日

辞 令

総務企画局長の略歴

おお さわ た ろう
大 澤 太 郎

生年月日 昭和35年8月5日 58歳
住 所 川崎市幸区古川町
学 歴 昭和54年3月 県立川崎高校 卒業
職 歴

昭和59年2月 川崎市役所入所
平成18年4月 環境局総務部庶務課主幹
(労務管理・安全衛生担当)
平成19年4月 環境局総務部庶務課長
平成21年4月 総務局人事部人事課長
平成23年4月 環境局施設部長
平成24年4月 環境局地球環境推進室長
平成26年4月 環境局総務部長
平成29年4月 環境局長

市民文化局長の略歴

さぎ さか みつ ひろ
向 坂 光 浩

生年月日 昭和36年2月14日 58歳
住 所 川崎市多摩区宿河原
学 歴 昭和60年3月 中央大学理工学部
土木工学科 卒業
職 歴

昭和54年4月 川崎市役所入所
平成18年4月 麻生区役所総務企画課主幹
(企画調整担当)
平成20年4月 麻生区役所総務課長
平成22年4月 総務局人事部職員厚生課長
平成23年4月 総務局総務部庶務課長

平成24年4月 市民・子ども局区政推進部長
平成27年4月 麻生区役所副区長
平成29年4月 中原区長

経済労働局長の略歴

なか がわ こう じ
中 川 耕 二

生年月日 昭和38年5月30日 55歳
住 所 川崎市高津区東野川
学 歴 昭和61年3月 神奈川大学経済学部
貿易学科 卒業
職 歴
昭和61年10月 川崎市役所入所
平成19年4月 総合企画局藤子・F・不二雄ミュージ
アム整備準備室主幹
平成22年4月 総合企画局公園緑地まちづくり調整室
担当課長
平成23年4月 総務局人事部人事課長
平成25年4月 総務局人事部担当部長・
人事課長事務取扱
平成26年4月 総務局秘書部担当部長(政策情報担当)
平成27年4月 総務局秘書部担当部長(政策調整担当)
平成28年4月 総務企画局都市政策部担当部長
平成29年4月 総務企画局秘書部長

環境局長の略歴

さい とう こう じ
斉 藤 浩 二

生年月日 昭和35年9月29日 58歳
住 所 神奈川県横須賀市野比
学 歴 昭和54年3月 市立高津高校 卒業
職 歴
昭和54年4月 川崎市役所入所
平成19年4月 環境局生活環境部収集計画課長
平成22年4月 環境局総務部環境調整課長
平成23年4月 環境局生活環境部担当部長
(廃棄物政策担当)
平成24年4月 環境局施設部長
平成25年4月 環境局生活環境部長
平成29年4月 環境局総務部長

まちづくり局長の略歴

いわ た とも とし
岩 田 友 利

生年月日 昭和34年7月3日 59歳
住 所 川崎市幸区北加瀬
学 歴 昭和57年3月 日本大学生産工学部
土木工学科 卒業
職 歴
昭和57年7月 川崎市役所入所
平成18年4月 まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進

室主幹
 平成21年4月 まちづくり局神奈川口推進室主幹
 平成22年4月 総合企画局神奈川口・
 臨海部整備推進室担当課長
 平成23年4月 総合企画局神奈川口・
 臨海部整備推進室担当部長
 平成24年1月 総合企画局臨海部国際戦略室担当部
 長・担当課長事務取扱
 平成24年4月 まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進
 室長
 平成27年4月 登戸区画整理事務所長
 平成30年4月 まちづくり局担当理事・
 拠点整備推進室長事務取扱

港湾局長の略歴

きた で つつ や
北 出 徹 也

生年月日 昭和47年2月25日 47歳
 住 所 横浜市西区御所山町
 学 歴 平成8年3月 北海道大学工学
 研究科情報工学専攻 修了
 職 歴
 平成30年7月 川崎市役所入所
 港湾局港湾振興部長

幸区長の略歴

せき とし ひで
関 敏 秀

生年月日 昭和36年9月7日 57歳
 住 所 川崎市多摩区菅
 学 歴 昭和60年3月 國學院大學経済学部
 経済学科 卒業

職 歴

昭和60年7月 川崎市役所入所
 平成18年4月 中原区役所総務企画課主幹
 (企画調整担当)
 平成20年4月 市民・子ども局市民生活部庶務課長
 平成23年4月 市民・子ども局市民文化室担当部長
 平成26年4月 議会局議事調査部長
 平成29年4月 総務企画局総務部長

中原区長の略歴

なが やま みつ ゆき
永 山 実 幸

生年月日 昭和36年10月24日 57歳
 住 所 川崎市幸区古市場
 学 歴 昭和59年3月 東洋大学法学部第二部
 法律学科 卒業

職 歴

昭和60年1月 川崎市役所入所
 平成21年4月 総合企画局自治政策部主幹

(区行政改革推進担当)
 平成22年4月 総合企画局自治政策部担当課長
 (区行政改革推進担当)
 平成24年4月 環境局放射線安全推進室担当課長
 平成25年4月 環境局放射線安全推進室担当部長
 平成27年4月 中原区役所区民サービス部長
 平成29年4月 中原区役所副区長
 平成30年4月 総務企画局危機管理室長

宮前区長の略歴

たか はし てつ や
高 橋 哲 也

生年月日 昭和36年1月12日 58歳
 住 所 川崎市高津区新作
 学 歴 昭和59年3月 横浜国立大学経営学部
 第二部経営学科 卒業

職 歴

昭和54年4月 川崎市役所入所
 平成17年4月 総合企画局都市経営部主幹
 平成18年4月 総合企画局都市経営部企画調整課主幹
 平成19年4月 総合企画局主幹(施策推進担当)
 平成20年11月 総合企画局都市経営部主幹
 平成21年4月 総合企画局都市経営部企画調整課長
 平成22年4月 総務局市民情報室長
 平成24年4月 港湾局港湾振興部長
 平成26年4月 総合企画局臨海部国際戦略室担当部長
 平成28年4月 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長
 平成29年4月 経済労働局産業政策部長
 平成30年4月 港湾局担当理事・港湾振興部長事務取扱
 平成30年5月 港湾局長

多摩区長の略歴

おぎ はら けい いち
荻 原 圭 一

生年月日 昭和35年10月17日 58歳
 住 所 東京都大田区西六郷
 学 歴 昭和58年3月 法政大学法学部法律学
 科 卒業

職 歴

昭和58年7月 川崎市役所入所
 平成20年4月 麻生区役所企画課長
 平成22年4月 総合企画局自治政策部担当課長
 平成23年4月 総合企画局公園緑地まちづくり調整室
 担当課長
 平成25年4月 総合企画局都市経営部広域企画課長
 平成26年4月 市民・子ども局市民スポーツ室長
 平成28年4月 市民文化局市民文化振興室担当部長・
 川崎市岡本太郎美術館副館長事務取扱

市民オンブズマン事務局担当理事・事務局長

事務取扱の略歴

お ぐら しん や
小 椋 信 也

生年月日 昭和35年3月2日 59歳
住 所 横浜市港北区日吉
学 歴 昭和57年3月 法政大学経済学部
経済学科 卒業

職 歴

昭和57年4月 川崎市役所入所
平成20年4月 教育委員会事務局総務部企画課主幹
平成22年4月 教育委員会事務局総務部庶務課長
平成26年4月 教育委員会事務局総務部担当部長・
庶務課長事務取扱
平成27年4月 教育委員会事務局生涯学習部長
平成28年4月 教育委員会事務局総務部長
平成30年4月 教育委員会事務局教育次長

会計管理者の略歴

やま だ ひで ゆき
山 田 秀 幸

生年月日 昭和34年10月23日 59歳
住 所 神奈川県平塚市見附町
学 歴 昭和59年3月 山梨大学工学部
応用化学科 卒業

職 歴

昭和60年4月 川崎市役所入所
平成18年4月 総務局人事部人事課主幹
(人事給与システム開発担当)
平成19年4月 水道局総務部総務課主幹(職員担当)
平成21年4月 総務局人事部労務課長
平成24年4月 総務局情報管理部長
平成26年4月 幸区役所区民サービス部長
平成27年4月 教育委員会事務局職員部長
平成29年4月 病院局総務部長

病院局長の略歴

た なべ まさ ふみ
田 邊 雅 史

生年月日 昭和36年9月4日 57歳
住 所 川崎市中原区今井南町
学 歴 昭和59年3月 早稲田大学社会科学部
社会科学科 卒業

職 歴

昭和59年7月 川崎市役所入所
平成19年4月 宮前区役所総務企画課主幹
(企画調整担当)
平成20年4月 宮前区役所企画課長
平成21年4月 総合企画局自治政策部主幹
(区行政改革推進担当)
平成22年4月 総合企画局都市経営部広域企画課担当
課長(広域行政担当)

平成23年4月 監査事務局財務監査課長
平成26年4月 監査事務局行政監査課長
平成27年4月 市立川崎病院事務局担当部長
平成28年4月 市立川崎病院事務局長
平成29年4月 市立井田病院事務局長

教育委員会事務局教育次長の略歴

いし い ひろ ゆき
石 井 宏 之

生年月日 昭和36年4月19日 57歳
住 所 川崎市高津区千年
学 歴 昭和59年3月 法政大学法学部
法律学科 卒業

職 歴

昭和59年7月 川崎市役所入所
平成17年4月 総務局危機管理室主幹
平成18年4月 財政局財政部財政課主幹
平成19年4月 総務局行財政改革室主幹
平成21年4月 市民・こども局市民文化室主幹
平成22年4月 総務局人材育成センター担当課長
(評価担当)
平成23年4月 財政局財政部庶務課長
平成24年4月 財政局財政部担当部長・庶務課長事務
取扱
平成26年4月 総務局人材育成センター室長
平成28年4月 教育委員会事務局中学校給食推進室長
平成29年4月 教育委員会事務局健康給食推進室長
平成30年4月 総務企画局人事部長

監査事務局局長の略歴

たけ はな みつる
竹 花 満

生年月日 昭和37年7月25日 56歳
住 所 横浜市鶴見区尻手
学 歴 昭和60年3月 早稲田大学第一文学部
哲学科 卒業

職 歴

昭和60年4月 川崎市役所入所
平成19年4月 多摩区役所総務企画課主幹
(企画調整担当)
平成20年4月 財政局財政部財政課主幹
(財政計画担当)
平成21年4月 財政局財政部財政課主幹
平成22年4月 財政局財政部財政課長
平成25年4月 財政局資産管理部長
平成26年4月 市民・こども局市民文化室長
平成27年4月 宮前区役所副区長
平成28年4月 こども未来局総務部長
平成30年4月 財政局財政部長

人事委員会事務局長の略歴

やま ぐち よし かず
山 口 良 和

生年月日 昭和34年 6月20日 59歳
住 所 川崎市川崎区大島
学 歴 昭和57年 3月 専修大学法学部
法律学科 卒業
職 歴
昭和57年 7月 川崎市役所入所
平成19年 4月 総務局市民情報室主幹 (政策担当)
平成21年 4月 総務局秘書部秘書課長
平成23年 4月 総務局危機管理室副室長
平成25年 4月 東京事務所担当部長・副所長事務取扱
平成27年 4月 川崎区役所副区長
平成29年 4月 麻生区役所副区長

議会局長の略歴

みや むら とし ひで
宮 村 俊 秀

生年月日 昭和35年 7月24日 58歳
住 所 川崎市幸区小倉
学 歴 昭和54年 3月 県立川崎北高校 卒業
職 歴
昭和54年 4月 川崎市役所入所
平成21年 4月 議会事務局議事調査部議事課長
平成24年 4月 幸区役所まちづくり推進部総務課長
平成26年 4月 総務局総務部担当部長・庶務課長事務
取扱
平成27年 4月 建設緑政局総務部長
平成29年 4月 議会局議事調査部長
平成30年 4月 議会局総務部長

経済労働局担当理事・産業政策部長事務
取扱の略歴

くさ の しず お
草 野 静 夫

生年月日 昭和34年 6月27日 59歳
住 所 川崎市幸区中幸町
学 歴 昭和57年 3月 駒沢大学経済学部
経済学科 卒業
職 歴
昭和53年 4月 川崎市役所入所
平成21年 4月 経済労働局産業振興部商業観光課長
平成23年 4月 経済労働局産業振興部金融課長
平成24年 4月 農業振興センター農地課長
平成26年 4月 農業振興センター所長
平成28年 4月 経済労働局産業振興部長
平成30年 4月 経済労働局産業政策部長

上下水道局担当理事・水道部長事務取扱の
略歴

かめやま みつる

かめ やま みつる
亀 山 充

生年月日 昭和34年 4月19日 59歳
住 所 川崎市中原区今井南町
学 歴 昭和57年 3月 東海大学工学部
土木工学科 卒業
職 歴
昭和61年 4月 川崎市役所入所
平成19年 6月 水道局水運用センター所長
平成21年 4月 水道局工務部計画課長
平成22年 4月 上下水道局水道部水道計画課長
平成23年 4月 上下水道局水道部管理課長
平成24年 4月 上下水道局水管理センター所長
平成28年 4月 上下水道局水道部長

市立川崎病院長の略歴

かない としお

かな い とし お
金 井 歳 雄

生年月日 昭和31年 1月26日 63歳
住 所 横浜市栄区笠間
学 歴 昭和55年 8月 慶応義塾大学医学部
卒業
職 歴
平成11年10月 平塚市民病院外科部長
平成18年11月 平塚市民病院災害医療企画室長
平成23年 4月 平塚市民病院外科系診療部長
平成24年 4月 平塚市民病院診療部長
平成25年 4月 平塚市民病院長

教育委員会事務局担当理事・川崎市総合
教育センター所長事務取扱の略歴

こ まつ のり こ
小 松 典 子

生年月日 昭和34年 9月27日 59歳
住 所 横浜市青葉区美しが丘西
学 歴 昭和57年 3月 東京学芸大学教育学部
社会科 卒業
職 歴
昭和57年 4月 川崎市役所入所
平成22年 4月 川崎市立犬蔵小学校教頭
平成23年 4月 教育委員会事務局学校教育部担当課長
(麻生区・教育担当)
平成26年 4月 川崎市立三田小学校長
平成29年 4月 教育委員会事務局担当部長・
川崎市総合教育センター所長兼務